



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（４）　－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対象をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 52(2), 288-246
Issue Date	2001-07-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15086">https://hdl.handle.net/2115/15086</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(2)_p288-246.pdf



## ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（４）

— アウトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

### 目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

    巻頭言～6・2 (以上51巻5号)

    7・1～13・3 (以上51巻6号)

    13・4～19・2 (以上52巻1号)

    20・1～24・9 (以上本号)

    25・1～ (次号以下)

おわりに

201

20・1<sup>1)</sup> a) 息が父の死後(に生まれ)、人が家の四隅で彼の声を聞きうるほど長く、生きている(ないし、いた)場合、彼は彼の父のレーンを相続し(たことになり)、またそれ(=父のレーン)を、それについてゲディングゲ(*gedinge*)<sup>2)</sup>をもっていたすべて者から、遠ざけた(*hevet gevernet*) (=それについてのゲディン

ゲをすべて破棄した) ことになる。息が父よりも早く死ねば、<sup>a)</sup> <sup>b)</sup>その者 (=息) は封相続人ではない、けだし彼はいかなるレーンをも相続していないからである。それゆえ<sup>b)・3)</sup> <sup>a)</sup>彼は、誰に対しても、父のレーンについてその者のもつゲディング (gedinge)<sup>4)</sup> を破ることはない (=その息が生まれたことによって誰かがもっていたゲディングが破棄されることはない)。<sup>a)・5)</sup>

AV 1・44<sup>1)</sup> <sup>a)</sup>父の死後息が (生まれ)、その者の声が家の四隅で (人に) 聞こえるほど長く生きていれば、(その息は) 父のレーンを取得し、また (それまで) (その) レーンについて第2の順位にあった者 (secundi in beneficia)<sup>2)</sup> すべてからそれ (=父のレーン) を遠ざける (alienat) (=父のレーンについてのゲディングを破棄する)。父の死後 (まで) 生きていない (=父よりも先に死んだ) 息は、誰からも (父の) レーンを遠ざける (=父のレーンについてのゲディングを破棄する) ことはない。<sup>a)</sup>

- 1) 前出レーン法17 (=AV 1・43) のあと、レーン法18から19・2までの3条項を「補足」した「レーン法」は、ここで AV 1・44に対応する条項を掲げて AV における叙述の流れに戻り、<sup>レーン</sup>所領に対して家臣のもつ権利を論ずる。(この点については、次のレーン法20・2、註・1をも参照)。
- 2) gedinge の語については、前出レーン法 5・1 (=AV 1・20)、註・3を参照。ここではそれが AV における secundi in beneficio に対応しているが、この語については前出 (レーン法 5・2の後に訳出した) AV 1・21を参照されたい。
- 3) この b-b の箇所は、「レーン法」で「補足」されたものであるが、AV にすでに書かれていた命題についてその「理由」を (少し可憐に) 述べた「技術的補足」にすぎない、と言えよう。(ただし、この点については後註・5をも参照されたい)。
- 4) 前註・2を参照。ただし、AV にはこの箇所の gedinge に対応する語はない。
- 5) ラント法 1・33にも、父の死後に「子」 (=「息」) が生まれた場合についての規定がある。これは、ラント法上の「相続」に関して、このレーン法20・1 = AV 1・44と基本的には同じ趣旨のことを述べたものであるが、「レーン法」との関連において注目しなければならないことが二つある。①そこでは、父の死後に生まれた「子」がその後死亡した場合について、「子が父のレーンについてのあらゆる gedinge を破る」という、それ自体は AV 1・44から採られたと目される命題の) 理由として、「(その子は) 父の死後生きていたのだから」ということを挙げ、さらにその場合、「(父の) レーンは主君にとって ledich になる」としている。こうした「ラント法」における省察が、前註・3で指摘したレーン法20・1における「補足」

の契機になった可能性もあるであろう。② 同じく父の死後に生まれた「子」がその後死亡した場合、子が(一旦)父から相続した(レーン以外の)遺産は母によって相続される、とした上で、「母が子と *evenbordich* (=同等出生身分)である」ことをその条件として挙げているが、レーン法20・1の後に「レーン法」で「補足」された条項の中でも、この *evenbordich* の語がレーン法20・3と21・1に(実質的には、さらに20・5にも)姿を見せる。

20・2<sup>1)</sup> いずれかの家臣から人(=主君)が彼の<sup>レーン</sup>所領を(レーン法廷の)判決をもって剥奪し(*verdelt*)<sup>2)</sup> もしくは、彼(=家臣)がそれ(=所領)を(主君)に返還する(ないし、した)(*op let*)<sup>3)</sup> 場合、彼(=家臣)に何か予約されたもの(*gedingede*) (=ゲディング)<sup>4)</sup> が封与されていたならば、彼(=家臣)は(すでに占有・支配していた)所領とともにそれ(=ゲディング)をも欠くべきである(=失うことになる)。

- 1) 前出レーン法20・1 (=AV 1・44)、註・1で述べたように、「レーン法」はそこで(一旦)AVの流れに戻り、所領に対して家臣のもつ権利について叙述されているが、その後このレーン法20・2から後出レーン法21・3までは、AVに対応条項のない(つまり、「レーン法」で「補足」されたと目される)条項がづく。そのうち、このレーン法20・2から20・4までの3条項においては、前出レーン法20・1で *gedinge* に言及されたのを承けて、まず *gedinge* の問題が扱われている。
- 2) *verdelen* の語については、(前出レーン法8・1、註・1でも挙げた)石川「補論」、註・70を参照。
- 3) *oplaten* の語については、前出レーン法16 (=AV 1・42)、註・3を参照。
- 4) ゲディングについては、前出レーン法5・1 (=AV 1・19、1・20)、および、同条への註・3を参照。なお、*gedinge* の語は、もともと(動詞) *dingen* から出た名詞で、「約束されたこと、契約されたこと」というほどの意味をもっているが、この箇所 で用いられている *gedingede* の語は、(動詞) *dingen* の過去分詞が名詞として用いられているものであり、後出レーン法76・3でも *gedingedes* の語が同じ意味で用いられている。

20・3<sup>1)</sup> 息(=<sup>レーン</sup>封相続人)が父と同等出生身分(*ebenbordich*=*ebenbürtig*)<sup>2)</sup> でなく、そして(=そのゆえに)(父の)家臣たちが(父の死後)彼等の所領を彼(=息)から受領しない(=息に所領の授封更新を求めない)<sup>3)</sup> ことができる(=許される)場合は、<sup>4)</sup> たとえ父の死後この息が生きていても、彼(=息)は、(家臣

たちに封与されていた父の所領<sup>5)</sup> についてのゲディング (gedinge)<sup>6)</sup> を誰からも遠ざける (vernt) (=父が封与していた所領について誰か家臣がもっていたゲディングを破棄する) ことにはならない。

- 1) 前出レーン法20・2、註・1を参照。
- 2) ここに evenbordich という (ほんらい) ラント法に属する概念が登場することにについては、前出レーン法20・1 (=AV1・44) への註・5、および、後註・4を参照されたい。
- 3) 主君が息 (=封相続人) を遺して死亡した場合、ほんらい (ないし、通常は)、家臣が息に対して (それまで亡父から授封されていた) 所領の「授封更新」を求めることになる (前出レーン法2・6 (=AV1・7、註・3、および、レーン法13・2、註・1を参照)。ただし、この条項の場合については、ひきつづき次註・4を参照されたい。
- 4) ここでは、息 (=封相続人) が (亡) 父と evenbordich でない場合に、(亡父の) 家臣は息から所領の授封更新を受けけるのを拒むことができる、ということが前提されている。evenbordich (=同等出生身分) とは、言うまでもなく、「bord (=出生、出生身分) が同じ」を意味するラント法上の概念であるが、具体的にはどのような場合に息は父と bord が異なるのであろうか。「ラント法」の関係条項 (特に1・16・2) によれば、自由人で嫡出の (つまり、婚姻関係にある自由人の両親から生まれた) 子は、父の recht (=各人の出生 (身分) に応じた (生得の) 法) を承継するが、母が家人 (=不自由人) である場合は、母の (つまり、家人の) recht を承継する (なお、婚姻外に生まれた子は rechtlos である)。以上の点については、石川「母に優って生まれた子——ザクセンシュビーゲルにおける (各人生得の) 法の承継について——」(本誌42巻3号、1991年) を参照されたい)。ところで、前出レーン法1 = AV1・3からも読み取れるように、AV および (それに対応条項のあるものを含めて) 「レーン法」には、「ある家臣が同身分者の家臣になると (ヘール) シルトが (一つ) 下がる」という原則がすでに存在して (おり、この場合、家臣に (又) 授封されていた所領は (上級) 主君の手に戻り、(又) 家臣は (上級) 主君に対してその授封更新を求める、とされて) いた。(この点に関する両法書の関係条項については、石川「ヘールシルト制」(1)、1366~70頁を参照)。しかし、レーン法1 (=AV1・1~1・3) は、ラント法1・3・2とは異なり、(第4以下のシルトをもつ) 家臣の出生身分には言及しておらず、AV (および、それに対応する「レーン法」) の関係条項だけからは、(たとえば、——原則として——「フライエ・ヘレン」は第4シルト、「参審自由人」は第5シルトをもつ、といった「ヘールシルト」と「出生身分」の対応関係を読み取ることはできず、まして封相続人が父と「同等出生身分」でない場合に家臣が授封更新を彼に対して求めない (で、上級主君に対して求める) ことができる、などということは思いも

寄らないであろう。さらに、「レーン法」で(たとえば、前出2・4や2・5などのように「ヘールシルト」に生まれ(つい)ている(あるいは、いない)という表現が姿を見せ)「ヘールシルト」と「出生身分」の対応関係をうかがわせる条項や箇所は、すべてAVに対応条項・対応箇所がなく、「レーン法」で「補足」・「改訂」されたものと考えることができる(石川「ヘールシルト制」(4)、870~871頁以下、および、特に884から888頁で訳出・分析したレーン法80・2と3を参照)。したがって、「ヘールシルト」と「出生身分」の対応関係は、「ラント法」成立後、そこでの「出生身分」および「(各人生得の)法」の省察にもとづいて「レーン法」で「補足」・「改訂」された可能性が大きい、と言わなければならない。(なお、上掲拙稿「母に優って生まれた子」、496頁で述べた「(各人生得の)法」の承継に関するルールと「家人」との関係を視野に入れると、このレーン法20・3で前提されていることも、(当時社会的に上昇しつつあった)「家人」に対する警戒的ないし敵対的姿勢を示している可能性があるが、ここでは問題を指摘するにとどめる)。

- 5) この箇所、「テキスト」(S. 38)では(an) vorlegeneme gude sines vaderとなっているが、verlegenemeのミス・プリントである、と思われる。
- 6) gedingeの語については、前出レーン法5・1、および、同条への註・3を参照。

## 212

20・4<sup>1)</sup> ある主君が不法にも(to *unrechte*)彼の家臣に対して(主従関係を)解約し(*wederseggen*)、<sup>2)</sup>そして(ないし、それに反して)家臣は主君に対して(主従関係を解約)しない場合、家臣はそれによってゲディング(*gedinge*)<sup>3)</sup>をも、また(すでに占有・支配している)レーンをも失うことはなく、<sup>4)</sup>彼がその先(*vorbat*) (=上級主君の許まで)追い求める(*volgen*) (=授封更新を求める)<sup>5)</sup> ことのできない所領については、<sup>6)</sup> 彼(=家臣)は(それを)(主君に対する)勤務なしに保持する(ことができる)。<sup>7)</sup>

- 1) この条項も、AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、所領に対して家臣のもつ権利を *gedinge* をも含めて論じている点では、レーン法20・1 (=AV1・44)からの叙述(および、補足)の流れに沿っている(前出レーン法20・1 =AV1・44、註・1、および、レーン法20・2、註・1を参照)。しかし、この20・4で扱われている「主君が家臣に対して(主従関係を)解約した場合」については、後出レーン法76・3 (=AV3・15)にも(レーン法76・3ではもっと詳しく)叙述されており、それによってこのレーン法20・4の論旨を確認できる反面、ここで *gedinge* に言及されていることについては問題があるので、以下

の註で述べることに注意されたい。

- 2) ここでは、**wederseggen** (= **widersprechen**) の語が「(主従関係を)解約する」という意味で用いられているが、レーン法76・3(前註・1を参照)をはじめ、レーン法72・9、76・4～7などでは、同じ意味のことを言うのに **untseggen** の語が用いられている。この点については後註・7をも参照されたい。
- 3) **gedinge** の語については、前出レーン法5・1、および、同条への註・3を参照。ただし、ここで **gedinge** に言及されていることについては、次註・4を参照されたい。
- 4) 後出レーン法76・3では、「また主君が家臣に対して(主従関係を)解約する(ないし、した)場合には、(さらに文末では、後註・6で引用するように、「家臣は主君に対して(主従関係を解約)しない(場合)」という一文も付け加えられている)、彼(=主君)は、それ(=所領)が主君のアイゲンでない限り(これは「レーン法」における補足である)、家臣が彼(=主君)から受領していた(=主君が家臣に封与していた)所領を失ったことになり、そして(=したがって)家臣は、本書が前のところで教えているように(あるいは、教えているような形で)、上級主君に対してその授封更新を求める(**volgen**)べきである」、と述べている。このことから、このレーン法20・4で「家臣はそれによって **gedinge** をも、また、レーンをも失うことはない」と言われていることは、具体的には、「上級主君に対して授封更新を求めることができる」という意味である、ということが判る。ただし、そのうち **gedinge** については、「**gedinge** には **volge** (=レーンの承継、少なくとも「授封更新請求権」)はない」とする前出レーン法5・1(同条への註・4をも参照)との関係が問題になる。こうした問題については、(アイケ以後の補足に属する)前出レーン法2・3(註・7)でも指摘したが、(それと関連する可能性のある)後出レーン法76・4、および、76・8においてさらに検討する。なお、後註・8をも参照されたい。
- 5) **volgen** の語(特にその原義)については、前出レーン法2・6(=AV1・7)、註・3を参照。
- 6) 後出レーン法76・3は、前註・4で引用した箇所にはきつづき、「しかしながら、それ(=所領)が主君のアイゲンであるか、あるいは、それ(=所領)が教会に属して、(主君の支配権・支配圏の)外に出ることができず、家臣がその先(=上級主君の許まで)追い求める(**volgen**) (=授封更新を求める)ことができない場合には、その所領を家臣は、彼の存命中、(主君に対する)勤務なしに保持すべきであり、また、それ(=所領)を彼の子に相続させ、それについてレーン法を行う(=自分の家臣に(又)授封)することもできる、(ただしこれは)主君が家臣に対して(主従関係を)解約し、そして家臣は主君に対して(主従関係を解約)しない場合(のことである)」、と言う。これによって、本註の箇所で、「彼(=家臣)がその先追い求めることのできない所領」と言われているものが、具体的には「主君のアイゲ

ン」あるいは「教会に属する所領」であることだけでなく、レーン法20・4が後出76・3を前提にし、(大部分)その文言まで継承して成立したことも判るであろう。

- 7) この箇所についても、前註・6に引用した後出レーン法76・3を参照。なお、この箇所によって、(前註・4で指摘した) *gedinge* に関する(「*gedinge* に関しては *volge* がない」とするレーン法5・1に見られる原則との関係いかんという)問題がますます深刻になる。(少なくとも)主君のアイゲンについては上級主君が存在せず、それを *len* として授封され(占有・支配し)ている家臣でさえ、上級主君にその授封更新を求めることはおよそ不可能であり(なお、後出レーン法71・6=AV2・19には、このことが明記されている)、だからこそこのレーン法20・4では(後出レーン法76・3と同じく)「家臣は、彼の存命中、(主君に対する)勤務なしに保持する(ことができる)」とされているのである。しかし、主君のアイゲンについての *gedinge* を封与された(つまり、所領をまだ占有・支配していない)家臣にこの規定をそのまま適用できないことははっきりしている。したがって、後出の関連諸条項において *gedinge* の問題をさらに検討する際には、主君による主従関係の解約の場合に *gedinge* についても授封更新を求めるという趣旨の規定が(そもそも)あるのか、また、(特にそうした規定が見当たらない場合)、このレーン法20・4は(それまでのテキストより) *gedinge* の権利を(さらに)強化しているのではないか、という問題を、(この条項がアイケ以後の手に成る「補足」である可能性をも含めて——この点については前註・2で指摘した用語法の特異性を参照)念頭に置く必要があるだろう。

## 213

20・5 司教(たちの所)領 (*biscope gut*)<sup>1)</sup> および旗レーン (*vanlen*)<sup>2)</sup> を国王はそっくり(一括して)封与しなければならず、(それを)分割してはならない。<sup>3)</sup> また、旗レーン<sup>2)</sup> を有する(ある)(世俗の)諸侯 (*vorste*)<sup>4)</sup> から(レーンを)授封されている(ないし、いた)者<sup>5)</sup> は誰しも、(諸侯の死亡など、主君に異動があった際に)旗レーンを欠く(=国王から(まだ)授封されていない)いかなる者からも受領するに及ばない、たとえ彼(ないし、その者)が生まれながらの諸侯 (*en boren vorste*) (=法的には諸侯<sup>レーン</sup>の封相続人)<sup>6)</sup> であっても。<sup>7)</sup>

- 1) ここで *biscope gut* と言われているものが——司教たち(がそれをもっているとして、彼等)の「私的」所領ではなくて——「教会諸侯領」としての「司教区」を指すことは、それが *vanlen* (次註・2を参照)と同列に置かれて論じられていることから(も)明らかであろう。なお、*biscop(e)* の語が(特に「レーン法」では)「教会諸侯」

の意味で用いられることについては、前出レーン法1を参照(因みに、それには——ラント1・3・2とは異なり——*ebbede, ebbedische* (=修道院長、修道尼院長)の語は姿を見せない)。また、「司教区」について(レーンをも意味する)*gut*の語が用いられていることについては、(前出レーン法2・6=AV1・7、註・6でも関説した)ラント法3・59・1、および、(その条項からも読み取れる)ヴォルムス協約との関連、を想起されたい。

- 2) *vanlen*の語は、ラント法3・60・1で述べられているように、国王がそれを「旗をもって」授封することから、「世俗諸侯領」を意味する。なお、石川「レーン法と国制」(2)、808頁以下をも参照されたい。
- 3) 以上の文について、エックハルトは1158年11月の*Constitutio de iure feodorum, c. 6*の参照を求めているが(*Text, S. 38, Anm. 52*)、そこでは*ducatu, marchia, comitatus*の分割が禁止されているだけで、レーン法20・5の*biscope gut*に当たるものには言及されていない。*comitatus*=グラーフシャフトも(一般には)「帝国諸侯領」ではないことを考えると、むしろそれは(裁判権・裁判管区の分割を禁じた)ラント法3・53・3に関して参照されるべきものであろう。
- 4) *vorste*の語についても、石川「レーン法と国制」(2)、808頁以下を参照されたい。
- 5) (一般には)「フライエ・ヘレン」身分の者と考えられる(前出レーン法20・3、註・4でも触れたラント法1・3・2を参照)。この点については、後註・7をも参照されたい。
- 6) もちろん、字義通りに「生まれながら諸侯である者」はない。それではこの*en boren vorste*とは、具体的には、どのような者を言うのであろうか。ラント法3・58・2に次の規定がある。「いかなる*vanlen*も、家臣がそれをもとに*vorste*である(あるいは、になる)ことをえない、彼(=家臣)がそれ(=*vanlen*)を国王から受領するのでない限り」。つまり、*vorste*は国王から*vanlen*を授封された時、それによっではじめて*vorste*になるのである。それならば、この「(国王から)*vanlen*を受領している*vorste*から(レーンを)授封されていた者」が(*en boren vorste*をも含めた)主君から「(レーンを)受領する(あるいは、レーンの授封を受ける)」必要があるのはいつか。それは、(通常は)、彼の主君であった*vorste*が死亡してその後を襲った新しい主君に授封更新を求める場合である。この場合、死亡した*vorste*に息=<sup>レーン</sup>封相続人があれば、その封相続人(には「相続」権があるから、彼)が亡父の後を襲うことになる。しかし、諸侯の封相続人は国王から*vanlen*を受領するまではまだ*vorste*ではないから、彼が(言わば、正式に)諸侯に「任ぜられる」までは、家臣は彼に授封更新を求めるには及ばない。この条項はそう言いたいのである。(したがって、ヒルシュがこれを*Verweisung*=「(上級主君による)新しい主君の指定」の場合と解している(*Hi., S.123, Anm. 1*)のは当たらない。そうした解釈では、そもそも「*vanlen*を有する諸侯から授封されていた者」(つまり、諸侯の「直臣」という文言と矛盾するだけでなく、なぜ文末に「たとえ彼が生まれながらの*vorste*であっても」の一文が加えられ

ているかも、説明することができない)。ところで、「レーン法」でこの条項が(わざわざ)「補足」された理由は何か。上述のことから、一つには、それによって、vorste の地位が(たとえ「相統」されることがあっても)ほんらい国王による vanlen の授封によるものであることを強調したかったことは、改めて指摘するまでもあるまいが、もう一つ、次のことをも念頭に置く必要があるのではないか。「(世俗の)諸侯」はヘルシルト制の上で第3シルトをもつ身分として位置づけられているが、それは——国王による「旗レーン」の授封によってその地位に就き、あるいは、その身分を取得する以上——「出生身分」ではありえないし、現に新たに「(帝国)諸侯領」が創設され、それまで「諸侯」でなかった者が「諸侯」に昇格された事例もある。それでは、諸侯になるまでの間、彼(=多くの場合、諸侯の<sup>レーン</sup>封相続人)はどのシルトをもち、あるいは、いかなる「出生身分」をもっていたのか。それは、一般には、第4シルトをもつ「フライエ・ヘレン」と考えることができそうである。そうだとすれば、死亡した諸侯の家臣のうち、(たとえば第5シルトをもつ「参審自由人」などそれより身分の低い者を別にして)第4シルトをもつ「フライエ・ヘレン」は、封相続人が国王から旗レーンを授封されて「正式に」諸侯の地位に就くまでの間は、主君と同格=同身分ということになるから、それよりも前に授封更新を求めると、前出レーン法1でも前提されていた原則に従って、家臣のシルトが(一つ)下がることになりかねない(前出レーン法20・3、註・4を参照)。——以上のような配慮がそれである。(なお、以上のことによって、この条項が前出レーン法20・3で前提されていたこと——同条への註・4を参照——の延長線上にあることも、自ずから理解されよう)。

- 7) この条項に biscope gut や vanlen が姿を見せることは、一見、唐突に見えるかも知れないし、gedinge に関する記述は、前のレーン法20・4で終り、この20・5には見当たらない。しかし、特に前註・6で述べたことから、この条項が、所領に対して家臣のもつ権利(=授封更新請求権)にかかわるだけでなく、前出レーン法20・3、および、直後の21・1で論じられている「(同等)出生身分」(やヘルシルト制)とも深くかかわり、さらに(レーン法21・1を経て)再び vanlen に言及されている後出レーン法21・2へとつながっていく、という叙述(ないし、「補足」)の流れを読み取ることは、さして難しいことではあるまい。

## 214

21・1<sup>1)</sup> 父と同等出生身分(evenbordich)<sup>2)</sup>である息は、レーン法廷において(to lenrechte)<sup>3)</sup>(そのヘルシルト=レーン法上の身分について争われた場合)、(相手方の主張に対抗して)父のシルト(=父と同じシルトをもつこと)を(立証し)

貫徹する (beholden)<sup>4)</sup> (ことができる)、彼 (=息) が (同身分者に対する) 臣従礼 (ないし、臣従関係) (manscap) によって自分 (のシルト = 身分) を引き下げ (てい) ない限り。<sup>5)・6)</sup>

- 1) この条項については、石川「ヘールシルト制」(4)、869~870頁を参照されたい。
- 2) *evenbordich* の語については、前出レーン法20・3、註・4を参照。このレーン法21・1でも、息が父と *evenbordich* であることが彼が父と同じ (ヘール) シルトをもつための前提とされている、ということに注意されたい。
- 3) *to lenrechte* の語は、大多数の場合、「レーン法廷において」という意味で用いられている (石川「ラント法とレーン法」、1611~14頁を参照)。同じ表現が「レーン法上」という意味で用いられる場合もないわけではないが、その点については、後註・6を参照されたい。
- 4) 具体的には、(おそらく) 彼 (単独) の否認宣誓をもって相手方の主張を却けることができる、という意味であろう。(この点については、後出レーン法80・3の *sine unscult dar vore to dunde* という表現が参考になる)。ただし、この点については、後註・6を参照されたい。
- 5) 前出レーン法1 (=AV1・3)、および、レーン法20・3、註・3を参照。ただし、この点についても、次註・6を参照されたい。
- 6) 以上のように、この条項は、直接には家臣のもつ (ヘール) シルトの問題を扱っているが、前出レーン法2・2 (=AV1・5、および、同条への註・2) に明らかのように、*herscilt* の語は「レーン法上の権利」の意味でも用いられ、(ヘール) シルト (をもつこと) は、家臣がレーンを占有・支配するための前提になっている。さらに、この条項でも *evenbordich* の語が用いられていて、前出レーン法20・3とのつながりは明らかであり、(レーンの「相続」を主題とする) 後出レーン法21・3とのつながりが認められる。(因みに、ラント法上の相続順位ないし「相続権」については、相続人が被相続人と *evenbordich* であることが前提になっている——たとえばラント法1・3・3、および、前出レーン法20・1 (=AV1・44)、註・5で触れたラント法1・33などを参照)。また、この条項は、直前のレーン法20・5 (への註・6で述べたような理解を前提にすれば、それ) ともつながりをもっている (レーン法20・5、註・7をも参照)。これらの点を考えると、この条項も前出レーン20・1に始まる「レーン法」の叙述 (および「補足」) の流れに沿ったものであることが判るであろう。

なお、念のために、(当然予想される) この条項の別な読み方 (=理解の仕方) について一言しておきたい。前註・3で述べたように、*to lenrechte* の語は「レーン法上 (の準則に従い)」という意味で用いられることもないわけではなく、前註・4の箇所の *beholden* の語にも——*beweisen* や *erstreiten* のほかに——*behalten* の意味もある。そこで、この条項の前段: *De sone behalt des vader scilt to lenrechte de*

eme evenbordich is は、(そこだけを読むと)、むしろ「父と同等出生身分である息は、レーン法上(の準則に従い)、父のシルトを(承継・)取得する」と解する方が自然ではないか、と考えられるかも知れない。(さらに、to lenrechte の語が「レーン法上(の準則に従い)」の意味で用いられていると解される後出レーン法26・9と71・16の場合には、この「レーン法(上の準則)」が法廷における(審理)手続と関係のない「相続」の過程や「相続権」にかかわっている——石川「ラント法とレーン法」、1625頁、および、註・13を参照——ということと併せ考えると、ますますその感を深くする可能性さえある)。しかし、この解釈はやはり正しいとは言えない。to lenrechte の語が「レーン法上(の準則に従い)」という意味で用いられている上記・2条項がいずれも「ドイツ語第2版」に属している(つまり、「ドイツ語第1版」にはこうした用例がまったくない)、というだけでなく、レーン法21・1の前段が単に父のシルトの承継・取得にかかわるのだとすれば、(それをめぐる問題は息の出生の時点で生じ争われることになるはずであるから)、後段の「彼が臣従礼によって自分(の身分、シルト)を引き下げない限り」という(すでに承継・取得されているシルトについてそれより後の時点でしか起こりえない事態にかかわる)文章がなぜ付け加えられたのか、説明がつかないからである。

21・2<sup>1)</sup> 息が(亡)父に代って(=亡父の主君の)家臣になることを望まない(そして、亡父の主君よりもシルトの高い主君の家臣になる)場合(にも)、<sup>2)</sup> それによって彼(=息)のシルトが高められることはない。旗レーン(vanlen)<sup>3)</sup> 以外のものは、(すなわち)それが(国王から)彼(=息)に封与される場合を除き、家臣のシルトを高めることはない。<sup>4)</sup>

- 1) この条項については、石川「ヘールシルト制」(4)、870頁を参照されたい。
- 2) 「息が父に代って家臣になることを望まない場合」には、文言上は、「誰の家臣にもなろうとしない場合」も含まれるが、当時そうした場合はきわめて稀であったろうというだけでなく、この場合には息のシルトが高められる契機はまったく存在しないので、「そして、父の主君よりもシルトの高い主君の家臣になる」という補訳を施した。なお、この補訳の場合として現実に最もありそうなのは、「亡父の上級主君の直臣になる」場合であろう。
- 3) vanlen の語については、前出レーン20・5、註・2を参照。
- 4) 逆に「(国王から)旗レーンが封与されてシルトが高められる場合」として真先に考えられるのは、言うまでもなく、それまで(おそらく第4シルトをもっていた)「フライエ・ヘレン」(の一人)が「(世俗の)諸侯」に昇格される場合であるが、前出レーン法20・5、註・6で述べたことが誤っていなければ、「(世俗の)諸侯」の

息=<sup>レーン</sup>封相続人が（亡）父の後を襲って「諸侯」に「任ぜられる」場合も、それに含まれる、と考えるべきであろう。なお、このレーン法21・2が、直接には、（ヘルシルトの問題を扱った）直前のレーン法21・2を承けて「補足」されたものである、ということについては、改めて指摘するまでもあるまいが、前出レーン法20・1（＝AV1・44）からの叙述（ないし、「補足」）の流れについては、前出レーン法20・5、註・7、および、21・1、註・6を参照されたい。

**21・3** なんびともレーンを相続させる（erven）ことはない、父が息に対して（そうする＝レーンを相続させる）以外は。<sup>1)</sup>

1) この条項が、「（息を欠くいずれの家臣も）所領のゲヴェーレを主君に相続させる（erven）」とする前出レーン法6・2と（文言上）矛盾するかに見えることについては、レーン法6・2（＝1・26）、註・2（および、註・1）を参照されたい。また、「レーン法」における叙述（ないし、「補足」）の流れにおけるこの条項の位置については、特に前出レーン法20・1（＝AV1・44）、註・5、および、レーン法21・1、註・6を参照されたい。ただし、このレーン法21・3が（レーンの「相続」の手続を具体的に叙述する）次のレーン法22・1（＝AV1・45、1・46）への導入にもなっている、ということに注意されたい。

**22・1**<sup>1)</sup> a) 父の死後息は、1年と1日以内に、<sup>2)</sup> 彼の主君の許へ赴き、<sup>3)</sup> そして彼（＝主君）に対して両手を合わせて（＝両手の指を互いにかませて）彼（＝息）の忠誠宣誓（manscap）を捧げる<sup>4)</sup> べきであり、そして（ないし、その際）彼（＝息）は、主君が立っている場合は、彼（＝主君）の手が彼（＝息）に届くほど近くまで、<sup>5)</sup> 彼（＝主君）に歩み寄るべきである。しかし、主君が（椅子に）坐っていれば、彼（＝息）は彼（＝主君）の前に跪くべきである。<sup>a)</sup> b) 彼（＝息）は（その際）両手を主君の方に動かす（＝差し出す）べきである、と言う者が幾人かいるが、それは当たらない。というのは、家臣が、彼（＝主君）が立っていれば主君の方へ歩み寄り、あるいは、彼（＝主君）が（椅子に）坐っていれば彼（＝主君）の前に跪く時、彼（＝家臣）の身体全体が（主君の方へ）動くのであって、手も（それに連れて）動かざるをえない（＝手だけを主君の方に差し出すのではない）からである。<sup>b)</sup>

**AV1・45**<sup>1)</sup> a) 父の死後息は、6週と1年以内に、<sup>2)</sup> 父のレーンのために

(=父のレーンであった所領の授封を求めて)、<sup>3)</sup> 主君に対し両手を(組み)合わせて彼(=息)の忠誠宣誓(hominium)を捧げる<sup>4)</sup>べきであり、そして(ないし、その際)主君がこの者(=息)の手を彼の両手で包むことができるほど近く<sup>5)</sup>その者(=主君)に歩み寄るべきである。しかし、主君が(椅子に)坐っていれば、家臣は、忠誠宣誓(hominium)を捧げる<sup>4)</sup>ために、その者(=主君)の前で両膝を折る(=跪く)べきである。<sup>a)</sup> AV1・46<sup>b)</sup>(家臣は)同じように手をも動かす(=主君の方に差し出す)べきである、と言う人が二・三いる。(しかし)その者(=家臣)は彼の主君に近寄るのだから身体全体が動かされることになるのではないか。したがって、その際に(=それに連れて)手の動きがある(=手も動くことになる)のは、はっきりしている。<sup>b)</sup>

- 1) このレーン法22・1に対応するAV1・45(および、1・46)は、父の死後に生まれた息のレーンに関する「相続権」を扱ったAV1・44(=レーン法20・1)の後に位置していたものであるが、「レーン法」では20・1の後に、20・2から21・3にいたるまでの諸条項が「補足」され、特にレーン法21・3で再び息のレーンに関する「相続権」について述べた上で、この22・1からレーンの「相続」の手続を具体的に述べたAVの叙述の流れに戻っている。
- 2) この箇所、「レーン法」では「1年と1日」、AVでは「6週と1年」になっているが、この二つの期間(ないし期限)(あるいは、両者の差)については、さしあたり前出レーン法13・1(=AV1・103)、註・3、および、14・4、註・4で述べたことを参照されたい。
- 3) この箇所、「レーン法」の「彼の主君の許へ赴き、そして」はAVになく、逆に、AVの「父のレーンのために」の一句は「レーン法」では省略されている。しかし、(後者については、次のレーン法22・2で、家臣が主君に対して所領の授封を求める手続が具体的に述べられているから)、それらの語句ないし文章の有無によって、法文の意味するところは変わらない。なお、後註・5をも参照されたい。
- 4) 「忠誠宣誓」については、前出レーン法3(=AV1・8)(*hulde dun, iuramuntum*)を参照。ただし、*manscap* = *hominium*の語は、「(托身(礼))と「忠誠宣誓」の双方を含む「臣従礼」(全体)、および、(その臣従礼によって結ばれる)「主従関係」の意味でも用いられる。
- 5) この箇所、「レーン法」では単に「彼(=主君)の手が彼(=息)に届くほど近くまで」と言われており、AVの該当箇所とくらべて、「主君がこの者(=息)の手を両手で包むことができるほど」という具体的で(しかも、重要な)ことが省略されているが、このことは、「レーン法」では、次の22・2で一部補足されている。なお、このことから、前註・3で指摘した省略をも含めて、「レーン法」では家臣による

授封請求の手続はすべて次の22・2でまとめて述べたものと推定される(以上については、次のレーン法22・2=AV1・47、註・1と2を参照)。また、これらの点のほかにも、両法書のテキストには幾つか相違が認められるが、それらの相違によって法文の意味が変わることはないので、以下、それを一々指摘することはしない。

**22・2** <sup>a)</sup>家臣は、彼が彼の所領(の授封)を希求する場合は、<sup>1)</sup> 両手を(指をからませて)組み合わせ、<sup>2)</sup> 次のように言わなくてはならない。「主君よ、私は貴殿に対して、私が法(の定め)に従い(mit rechte)<sup>3)</sup>(改めて授封を受けるべく)貴殿の許へもちこんだ所領(の授封)<sup>4)</sup>を希求し(=請い求め)、そしてそのために貴殿に対して私の忠誠の誓(manscap)<sup>5)</sup>を一度(ならず)、二度、三度(と)捧げ、そしてく貴殿に対してくそのことについて貴殿の家臣(たち)を証人として引合いに出します」と。

**AV1・47** <sup>a)</sup>家臣が主君に対して忠誠宣誓(ないし、臣従礼)(hominium)を捧げる場合、<sup>1)</sup> 次の言葉を省くべきでない。「主君よ、私は、(私が)法(の定め)によって(de iure)<sup>3)</sup>(この所領について)そうしなければならないように、この所領が貴殿から授封されることを熱望(ないし、希求)し、その(所領)のため(=その所領の授封を受けるため)に、貴殿に対して私の忠誠の誓(hominium)<sup>5)</sup>を、同じく(私が)法(の定め)によって<sup>3)</sup> そうしなければならないように、一度(ならず)、二度、三度(と)捧げます。(また)これらのことについて、(私は)この場に居合わせる貴殿のすべての家臣を証人(=証人)として引合いに出します」ということがそれである。

- 1) この箇所、「レーン法」とAVを比較すると、AVでは、後出の「主君よ、…」以下の言葉が「忠誠宣誓」の一環としてそれに含まれている、という感が強いのに対して、「レーン法」では、(どちらかと言えば)その言葉が「忠誠宣誓」そのものとは区別され、家臣が所領の授封を求めるための文言になっている、という感が強く、両者の間に(微妙な)違いが認められる。このことは、「主君よ、…」以下の文言(=「私が貴殿の許へもちこんだ所領」)が、「<sup>レーン</sup>封相続人」(および、主君の異動の際に新しい主君に「授封更新」を求める家臣本人)についてだけ妥当し、(本人ないし父がそれまで当該所領を授封されておらず、その意味で)まったく新たに所領を授封される家臣(前出レーン法13・1=AV1・103、註・2を参照)にはあてはまらない、ということと

関連する可能性がある。ただし、この点については、前出レーン法22・1 = AV 1・45、註・4で述べた *manscap*=*hominium* の語義、および、前出レーン法3 = AV 1・8 (における「忠誠宣誓」の文言においても、「所領(ないし、レーン)の受領」に言及されていること)をも参照されたい。

- 2) この「両手を組み合わせ」の語は、AVでは(前出レーン法22・1に対応する)1・45に見られた文言(の一部)をここに移したものと見られる(この点については、前出レーン法22・1 = AV 1・45、註・4を参照されたい)。この点を、「主君よ、…」以下の文言(特に、「私の忠誠の誓を一度、二度、三度捧げ(ます)！)」と比較すると、家臣が(それまで父あるいは本人が占有・支配していた)所領の授封(更新)を求める場合には、まずこのレーン法22・2 (=AV 1・47)の文言を述べ、しかる後に前出レーン法3 (=AV 1・8)の(狭義における)忠誠宣誓を捧げたのではないかと考える余地もありそうである。
- 3) この箇所、「レーン法」の *mit rechte* の語は AV の *de iure* と同義であるが、両者ではそれらの語が置かれている文脈が変わっており、「レーン法」では *mit rechte* の語が「貴殿の許へもちこんだ」にかかっているのに対して、AVの *de iure* は(直接には)「(この所領の授封を)熱望(ないし、希求)する」にかかっていることに注意されたい。
- 4) この箇所、「私が法に従い貴殿の許へもちこんだ」は、AV 1・47には対応する語がなく、「レーン法」で補足されたものと考えられる(前註・1と3を参照)。
- 5) 前註・1と2、および、前出レーン法22・1 = AV 1・45、註・4を参照されたい。

22・3<sup>a)</sup> 主君が、不法にも (*mit unrechte*) (=法(の定め)に反して)、<sup>1)</sup> 彼 (=主君)が彼 (=家臣)を(自分の)家臣として受け入れることを拒む(ないし、拒んだ)場合は、家臣は、彼 (=家臣)が彼の忠誠宣誓(ないし、臣従礼) (*manscap*)<sup>2)</sup>をその(授封を受ける)ために捧げた所領を保持すべきであって、(それ以後、その所領を)(主君に対する)勤務なしに占有する (*besitten*)<sup>3)</sup> ことができ、彼がそのことについて生きた証摺 (*levende orkunde*) (=証人)<sup>4)</sup>を有する限り、(主君に対して)二度と再びその所領(の授封)を希求する要がなく、さらにその所領を彼 (=自分)の子(たち)に相続させ、またそれ (=その所領)を彼 (=自分)の家臣(たち)に(又)授封することができる、<sup>a)</sup> <sup>b)</sup> けだし彼 (=家臣)は、それについて彼 (=家臣)に法(この場合、授封)が拒まれた (*rechtes geweigert was*) 所領<sup>5)</sup>を法(の定め)に従って (*mit rechte*)<sup>6)</sup> 取得したのだから。(したがって)家臣は、彼の(ために)証人(になるべき者)が死亡しない限り、<sup>7)</sup> 彼の忠誠宣誓(な

いし、臣従礼)をもう一度捧げることを要しない(のである)。

AV 1・48<sup>a)</sup> もし主君がその者(=家臣)の忠誠宣誓(ないし、臣従礼)(*hominium*)<sup>2)</sup>を受け取ることを拒むならば、家臣は、(彼が)その(授封を受ける)ために忠誠宣誓(ないし、臣従礼)<sup>2)</sup>を捧げた(その)所領を、(主君に対する)勤務なしにもつ(=保持)する(*habere*)<sup>3)</sup>ことになり、(家臣が)彼(=主君)の家臣(たち)をこのことについての生きた証拠(*vivum testimonium*)(=証人)<sup>4)</sup>として有する限り、それ以後二度と再びこの所領を受領することを要せず、さらにそれ(=所領)を彼(=自分)の息に相続させ、また彼の(この)所領を彼(=自分)の家臣(たち)に(又)授封する(ことができる)。<sup>a)</sup> AV 1・49<sup>b)</sup> けだし家臣は、主君が法(の定め)に反して(*contra iustitiam*)(彼)に封与するのを拒んだもの(=所領)<sup>5)</sup>を、法(の定め)に従って(*secundum ius*)<sup>6)</sup>取得したのだから。(したがって)家臣は、証拠を更新するため以外には<sup>7)</sup>忠誠宣誓(ないし、臣従礼)<sup>2)</sup>を二度(=もう一度)捧げることを要しない(のである)。<sup>b)</sup>

- 1) この箇所の *mit unrechte* の語は、(AV 1・48にはそれに対応する語がなく)、「レーン法」で「補足」されたものと考えられるが、それを「不法にも」と訳し、「=法の(定め)に反して」という補訳を加えたことについては、AV 1・49、註・5の箇所の *contra iustitiam* の語をも参照した。
- 2) *manscap = hominim* の語については、前出レーン法22・1(=AV 1・45)、註・4を参照されたい。
- 3) *besitten* の語については、前出レーン法14・1(=AV 1・40)、註・11を参照。ただしこの語は、そこではAVの *possidere* に対応していたのに対して、このレーン法22・3では、AVの *possidere* (という言わば「専門用語」)ではなく、*habere* (というきわめて多義的な、その意味で「日常語」)に対応している。「レーン法」ではなぜ(その) *habere* を *besitten* と訳し(たとえば、*in geweren hebbe* などと訳さなかつた)のであろうか。この場合、(臣従礼を捧げたにもかかわらず)主君から家臣として受け入れるのを拒まれた(したがって、所領の授封を受けていない)家臣がその所領についてもつ「権利」(=「占有権」)は「法(の定め)によって」保障されてはいるものの、家臣が主君の「追奪担保」(を必要とする場合でも、それを)求めるわけにはいかない、ということに注意されたい。換言すれば、この場合、「レーン法」では、主君による「追奪担保」を得られない(その意味で、問題のある)「占有」について *besitten* の語が(おそらくそこで始めて、しかも自覚的・意図的に)選ばれ用いられて

いるのである。なお、「ゲヴェーレ」と「追奪担保」の関係については、前出レーン法13・1 (=AV1・103)、註・7で述べたことを参照されたい。

- 4) この「生きた証拠」(levende orkunde, vivum testimonium) という表現が具体的には「証人」を意味することは、レーン法22・3、註・7の箇所「彼の証人が生きている限り」という文から明らかであろう。
- 5) この箇所、「レーン法」の「それについて彼に法が拒まれた所領」は、AVの「主君が法に反して封与するのを拒んだもの」に対応しており、この場合 recht(es)の語が(実質的には)「授封する」という意味であることは、そのことから明らかであろう。それにもかかわらず、この語を「法を拒む」と訳し、「この場合、授封」を補訳にとどめたのは、「授封」が「裁判」の手続(少なくとも、それに準じた手続)を履んで行われるから(この点については、前出レーン法10・3 = AV1・30、註・2を参照)、「法 (=裁判)の拒絶」が「授封の拒絶」に(も)つながることになるのだ、という脈絡を明確にしておきたかったからである。(なお、この箇所、AVの *contra iustitiam* の語については、前註・1を参照)。
- 6) この箇所、「レーン法」の *mit rechte* の語が、AVの *secundum ius* に対応しており、それと同義に解されることについては、改めて指摘するまでもあるまい。
- 7) 前註・4を参照。なお、この箇所、AVの「証拠を更新するため以外には」が、「レーン法」で「彼の証人が死亡しない限り」と「改訂」されたのは、一つには、より具体的に明確な表現に改めたかったからであろうが、もう一つ、「レーン法」ではこの22・3の直後に、家臣が「彼の訴えを毎年更新すべき場合」が「補足」されたため(後出レーン法22・4を参照)、それとこのレーン法22・3の場合の相違をはつきりさせて、あらかじめ「誤解」を防ごうとしたのではないか、ということも推定できる。

22・4<sup>1)</sup> しかしながら、家臣から彼の所領が実力(ないし、暴力)をもって (*mit gewalt*)<sup>2)</sup> 奪われ(て)いる場合、その者(=家臣)は彼の訴え (*sine klage*) を毎年更新しなければならない、<sup>3)</sup> [彼はゲヴェーレ (=占有) (*de gewere*)<sup>4)</sup> を欠いているのだから]。<sup>5)</sup>

- 1) このレーン法22・4と次のレーン22・5は、AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。
- 2) *mit gewalt* の語については、前出レーン法11・1 (=AV1・33)、註・4、および、レーン法14・1 (=AV1・40)、註・10を参照。なお、ひきつづき次註・3を参照されたい。
- 3) レーン法14・1、および、(同条への註・10で引用した)ラント法2・44・1を併せ

て考えると、次のように言うことができる。実力（または、暴力）をもって所領を奪われた者は、それを *rechte klage*（＝正規の訴え）をもって追及し、そのことを（証人により）立証できる限り、その所領についての権利を失うことはない。しかし、この場合、彼は——相手方に *rechte Gewere*（まがいの権利）が成立するのを防ぐためには——（少なくとも、原則として）「１年と１日以内に」*rechte klage* を起こす必要があった。このことを前提にすれば、このレーン法22・4の「彼の訴え」も、レーン法11・4、14・1、ラント法2・44・1などに姿を見せる *rechte klage* のことであり、それを「毎年更新しなければならない」のは、「彼の（正規の）訴え」にもかかわらず、相手方による所領の奪取（ないし、占拠）が解決しない場合、その所領に対する彼の権利を守るためである、と推定することできるであろう（なお、この点については後註・5をも参照されたい）。

- 4) このレーン法22・4の場合は、前註・3で述べたように、所領を奪われた家臣の「権利」（＝占有権）が失われることはないから、この *gewere* の語は（もっぱら）「占有」を意味することになる。ただし、この件は「ドイツ語第2版」における補足に属することに注意されたい。
- 5) この条項は、基本的には、直前の（家臣が忠誠宣誓（ないし、臣従礼）を二度と再び捧げる必要はないとする）レーン法22・3との対比において、念のため、それとは異なり、家臣が「彼の訴え」（についてではあれ、それ）を毎年更新することを要する場合を補足したもの、と解される（前出レーン法22・3、註・7をも参照されたい）。所領を実力（または、暴力）をもって奪われた家臣が「彼の訴え」を毎年更新しなければならない理由は、前註・3で述べておいたが、（そこでも触れた）前出レーン法11・1（＝AV1・33）は、こうした家臣に（奪われた所領を「正規の訴え」をもって追求し、そのことについて証人を有する限り、という留保した上ではあれ）所領の「相続権」と「授封更新請求権」を認めている。そこで、次のような疑問が浮かんでくる。所領を奪われた家臣（が死亡し、その息＝封相続人が主君に授封を求め、あるいは、（主君に異動が生じて）そうした家臣（本人）が（新しい）主君に授封更新を求めた時、もし主君が（「正規の訴え」によって家臣が所領（の占有・支配）を取り戻すまでは授封はできないとして）直ちに家臣の忠誠宣誓（ないし、臣従礼）を受け入れて授封することを拒んだらどうなるのか、という疑問がそれである。この場合、「正規の訴え」が決着しない間は（家臣は所領を占有・支配していないから）、家臣が——前出レーン法22・3の規定に従い——（二度と再び忠誠宣誓（ないし、臣従礼）を捧げることなく）所領を「勤務なしに占有する（ないし、しつづける）」ことはできない。そうだとすれば、この場合、家臣（ないし、その封相続人）は（主君との関係において）所領に対する「権利」（＝「相続権」ないし「授封更新請求権」）を守るためには、毎年「正規の訴え」を更新するだけでなく、主君に対しても毎年「所領（の授封の）希求」を更新しなければならないのではないか。（因みに、この条項の *sine klage* という表現には *rechte* の語が欠けているから、それは必ずしも *rechte klage* の意味で

はなく、「所領の授封を求める」という意味での「訴え」、あるいは、「所領の授封を求める（＝目的物とする）訴え」（前出レーン法22・3、註・5を参照）と解することも、強ち不可能とは言えないであろう。なお、この点については、次のレーン法22・5、註・2で述べることをも参照されたい。

22・5<sup>1)</sup> しかしながら、主君が家臣に対して彼（＝家臣）の所領を提供する（ないし、所領の授封を申し出る）ならば、彼（＝家臣）は直ちにそれ（＝所領）を受領しなければならず、さもなければ彼（＝家臣）はそれ（＝その所領）を（その授封を求めるべき年期の）懈怠によって失う（*sek versumen*）ことになる。ただし、家臣が（所領の授封を）希求（すること）によってそれ（＝彼の年期）を延長（ないし、更新）する（*lengen*）のと同じように、<sup>2)</sup> 主君は（所領の）提供（ないし、授封の申し出）によって彼（＝家臣）の年期を破る（＝終了させ、短縮する）からである。

- 1) 前出レーン法22・4、註・1を参照。この条項では、前出レーン法22・3の場合とは（言わば）逆に、主君の方から（家臣の年期内に）授封の申し出があった場合のことが扱われている。
- 2) この件が、直接には、主君が授封を申し出た場合、家臣が直ちに所領を受領しなければならぬ理由（＝主君の授封の申し出によって家臣の年期は終わったことになる）を説明するためのものであることは明らかであるが、注目されるのは、そこで（次のこと、すなわち）、家臣が授封を希求（すれば、たとえ主君がそれを拒み授封が行われなくても、それに）よって家臣の年期が延長（ないし、更新）されること、が前提されているという事実である。直前のレーン法22・4でも、「彼の訴え」についてはあれ「（毎年）更新」に言及されているからである。（この点については、同条への註・5で述べたことを参照されたい）。

## 215

23・1<sup>1)</sup> a) 主君はなんびとの（捧げる）忠誠宣誓（ないし、臣従礼）（*man-scap*）<sup>2)</sup> をも拒んではならない、<sup>3)</sup> ヘールシルト（*herscilt*）を欠く者<sup>4)</sup> の（捧げる）それを除いて、<sup>a)・5)</sup> b) もしくはライヒ（＝国王）の追放（*des rikes achte*）の中にある者、<sup>6)</sup> もしくは同じ（＝当該）裁判管区（*gerichte*）において地方的に（＝その裁判管区に限り）追放されている（*vervestet is*）者（の捧げるそれを除いて）、<sup>7)</sup> あるいは、彼（＝家臣）を同じ（＝当該）主君がその地<sup>ラント</sup>の裁判官の前（＝法廷）で

(vor des landes richtere)<sup>8)</sup> 強奪(ないし、強盗)のかどで、もしくは、それ以外の犯罪(ungerichte)のかどで<sup>9)</sup> 訴えて、彼(=家臣)に判決をもって裁判期日が定め(られ、彼=家臣がラント法廷に召喚さ)れ(degedingen)ている場合には、この裁判期日までの間、<sup>10)</sup> 主君は彼を家臣として受け入れることを要しない。<sup>b)</sup> くまた、家臣が同じ(=当該)主君の訴えによって(教会から)破門されている場合も、<sup>11)</sup> 彼(=主君)は彼(=家臣)を家臣をして受け入れることを要しない。しかし、彼(=家臣)がある別な家臣の訴えによって破門された場合は、<sup>11)</sup> 彼(=家臣)に対して彼の主君が、彼(=家臣)がそれを目的として彼の忠誠宣誓(ないし、臣従礼)を捧げたレーン法(=所領の授封)(lenrecht)<sup>12)</sup> を拒んでも、そのことが彼(=家臣)を損なう(=彼に損害を与える)ことはない。><sup>13)</sup>

AV 1・50 <sup>a)</sup> 主君はなんびとの(捧げる)忠誠宣誓(ないし、臣従礼)(hominium)<sup>2)</sup> (も、それ)を受け取るのを拒むことをえない、<sup>3)</sup> 国王の楯(regalis clypeum)(=ヘルシルト)を欠く者<sup>4)</sup> の(捧げるそれ)を除いて。<sup>a)・13)</sup>

- 1) レーン法22・3(=AV1・48、1・49)の後にレーン法22・4と5を補足した「レーン法」は、AV1・50に対応するこの条項から再びAVにおける叙述の流れに戻る。ただし、このレーン法23・1には大幅な補足が施されている。なお、この条項については、石川「ヘルシルト制」(1)、1368頁、(3)、453頁、および、457頁以下、(4)、892頁、および、906頁を参照されたい。
- 2) manscap = hominium の語については、前出レーン法22・1(=AV1・45)、註・4を参照。
- 3) この条項は、レーン法22・1～3(=AV1・45～49)を承けたものであるから、「なんびとの(捧げる)忠誠宣誓(=臣従礼)」と言っても、それが(主に)「封相続人」(および、主君に異動が生じた際に「授封更新」を求める家臣本人——この点については、前出レーン法22・2=AV1・47への註・1、レーン法22・4、註・5、および、後註・13を参照されたい)にかかわることに注意されたい。たとえば、主君がそれまで主君といかなるレーン法上の関係ももっていなかった者(前出レーン法13・1=AV1・103、註・2を参照)を家臣として受け入れ(ることを望ま)ない場合があ(り)うることは、後出レーン法59・1によっても明らかである(レーン法59・1については、とりあえず石川「ゲヴェーレ」、148～150頁を参照されたい)。
- 4) (レーン能力を意味する) herscilt の語については、前出レーン法2・2(=AV1・5)、註・6を、また、AVにおける regalis(ないし、beneficialis) clypeus の語については、前出AV1・6(=レーン法2・2)、註・11、および、AV1・3(=レーン

- ン法1)、註・6を参照。
- 5) 「レーン法」では、AVに対応箇所のある部分は以上で終り、以下、「ドイツ語第1版」に限っても、かなり大幅な補足(b-b)が施されているが、以下の補足についてはあらかじめ次の2点に注意されたい。①以下に補足されたケースはいずれもラント法(ないし、ラント法廷)、(アイケ以後の補足については、教会法ないし教会裁判所)とかかわるものであること。②それらはいずれも、家臣が「ヘールシルトを欠いていない」ケースであること。以上2点である。
- 6) des rikes achte という表現は、des koninges achte と互換的に用いられる(石川「レン法と国制」(1)、441~442頁と註・58と60、および、同上(2)、806頁と註・88を参照)。ひきつづき次註・7を参照されたい。
- 7) 「レーン法」における gerichte の用語法については、前出レーン法11・2(=AV 1・34)、註・3でも挙げた、石川「ヘールシルト制」(3)、446頁以下を参照。また、vervesten の語は「地方的に(=当該裁判管区限りで)追放する」の意味で用いられるが、この「地方的追放」と(前註・6で触れた)「ライヒ(ないし、国王)の追放」については、前註・5で指摘したこととの関連で、次の二つのことに注意する必要がある。①これらの「追放」は、(基本的には)現行犯が逃亡した場合、あるいは、犯罪のかどで召喚された者が出頭しない場合に、彼等を法廷に出頭させ(法=裁判に服させ)るための(ラント法上の)強制手段である。(石川「レーン法と国制」(2)、註・88、および、「ヘールシルト制」(4)、892頁を参照)。②したがって、これらの「追放」はそれ自体としては(有罪とされた犯人に科せられる)刑罰ではなく、それに処せられている者が(自分をこの「追放」から引き戻して)出頭しないうちに捕えられた場合(ラント法1・66・2、【1・68・5】を参照)、および、1年と1日(以上)「ライヒの追放」に処せられている(それでもなお出頭しない)者でなければ、アイゲンとレーンを剥奪され、rechtelos と宣告されること(ラント法1・38・2を参照)(したがって、lenrecht ないし(その意味での) herscilt を欠くこと)はない。
- 8) 言うまでもなく、des landes richtere は、「ラント法上の裁判官」を、また、vor des landes richtere は「ラント法廷で」を意味する。ザクセンシュビーゲルでは、lant の語は(特にグラーフの)「裁判管区」の意味で(も)用いられること(石川「アイゲン」、31頁を参照)、および、「三種の自由人」(=参審自由人、プフレックハフテ、ラントザッセ)のうち、ヘールシルトをもつことを明示的に述べられているのは(「グラーフ」の裁判所に参画する)「参審自由人」だけであること(以上ラント法1・2・1と2、および、1・3・1~3を参照)、さらに、ザクセンシュビーゲル全体が「参審自由人」を中心にして(あるいは、彼等の視点から)書かれていること(このことは、「参審自由人」に言及することのない「レーン法」についても、たとえば「聖職者」や「女性」など「(ほんらい)ヘールシルトを欠く者」に関する諸条項の分析などによって明らかにすることができる——石川「ヘールシルト制」(1)、第2章、特に1381頁以下を参照)、以上の諸点を考えると、この条項の des landes richtere が具体的には「グ

ラーフ」を指す、と考えてまず間違いがなさそうである。念のために一言すると、「レーン法廷」は主君と家臣の人的関係にもとづいて構成されているから、レーン法上の「裁判管区」はそもそもありえないし、「その地の裁判官」という表現が「レーン法上の裁判官」(たとえば「上級主君」)を指すこともありえない。なお、*vor des landes richtere* の語は後出レーン法55・8でも用いられ、後出レーン法76・2では、*vor sime lantrichtere* の語がそれと同じ意味で用いられている(石川「ヘールシルト制」(3)、448~449頁を参照)。ひきつづき次註・9を参照されたい。

- 9) *ungerichte* (=犯罪) の語は、「レーン法」ではこの条項のほか後出72・7と76・2でも用いられているが、それが姿を見せるのは、「レーン法」で(新たに)補足された箇所(このレーン法23・1と後出76・2)、あるいは、(AV 3・11の *iniuriae* というきわめて一般的な、その意味で漠然とした概念が *ungerichte* に)改訂された箇所(後出レーン法72・7)のいずれかである(石川「ヘールシルト制」(3)、註・205、①を参照)。ザクセンシュピーゲルにおける法のあり方(=規範構造)から言えば、*ungerichte* に関する裁判権は、アイゲンに関するそれと並んで、*lantrecht* 概念の枢軸に位置しており(後出レーン法69・8を参照)、上記レーン法76・2からも、*ungerichte* を(最終的に)裁きうるのは「ラント法廷」である、ということが判る。以上のことから、この件の「補足」は「ラント法」執筆後そこでの省察にもとづいて行われたものと推定することができよう。なお、ここで「犯罪」の代表的事例として(後出レーン法76・2と同じく) *rof* (=Raub) が挙げられていることにも注意を要する。「ラント法」では「犯罪」の代表的事例として(時に) *duve unde rof* (窃盗と強盗) が挙げられているのに、「レーン法」では *rof* だけが挙げられるのは、レーン法上最もしばしば問題になりうる「犯罪」が(所領の)「強奪」であることを示唆しているからである。ひきつづき次註・10をも参照されたい。
- 10) 「この裁判期日までの間」(つまり、この事案の審理がすむまでの間)は、言うまでもなく、家臣が有罪とされその *herscilt* (=レーン能力) を失うことはない。それにもかかわらず、当該主君が家臣を訴えた場合に限って、家臣の(捧げる)忠誠宣誓(ないし、臣従礼)を拒むことが認められているのは、この家臣は自分に対して「強奪」その他の「犯罪」を犯した、と信じている限り、主君が自分に対する *truewe* と *holt* を誓う家臣の「忠誠宣誓」(前出レーン法3=AV 1・8を参照)を受け入れ(ようと)しないのは当然、と考えられたからであろう。
- 11) ラント法3・63・2=「(教会の)破門は(それに処せられた者の)靈魂を傷つけるものの、いかなる者からも生命を奪うことはなく、またいかなる者の *lantrecht* や *lenrecht* を損なうこともない、その後に国王の追放 (*des koninges achte*) が続くのでない限り」を参照されたい。これによって、(教会の)破門に処せられた場合にも、家臣が直ちにその *lenrecht* (= *herscilt*) を失うわけではないことが判る。したがって、主君の訴えによって家臣が破門に処せられた場合に限って、家臣の忠誠

宣誓(ないし、臣従礼)を拒むことが許されている理由については、前註・10で述べたのと同じことが言えるであろう。

- 12) *lenrecht* の語がこの場合「所領の授封」を意味する、ということは、前出レーン法 22・2 (= AV1・47) の家臣が所領を希求するために述べるべき言葉からも明らかであろう。なお、この意味での *lenrecht* の語については、前出レーン法 18、註・10 (および、レーン法 2・6 = AV1・7、註・7) を参照されたい。
- 13) 以上のように、「ドイツ語第 1 版」における「補足」(b-b)、および、アイケ以後の「補足」を検討した上で、もう一度 AV1・50 および(それに対応する)レーン法 23・1 の冒頭の件 (a-a) を読んでみると、(特にレーン 23・1 の a-a については、上述の「補足」の結果)、次のような問題が浮かび上ってくる。この条項の主旨は、家臣(前出レーン法 22・1~3 とのつながりからは、特に封相続人)が(所領の授封を求めて)忠誠宣誓(ないし、臣従礼)を捧げた場合、主君は(原則として)彼を家臣として受け入れることを拒んではならない、という点にある。問題なのは、その「例外」として、主君がそれを拒みうるとされている、家臣が「*herscilt* (=レーン能力) を欠く」場合のことである。つまり、こうである。家臣が死亡した時、特に(ラント法上の「相続人」である)「聖職者」や「女性」が(あるいは、「犯罪」を犯して(ラント法廷で) *recht(e)los* と宣告された「息」でさえ)、時に亡父のレーンの「相続」を求めることは、(それらの者がすでに——亡父とともに——当該主君の家臣でなかった限り)ありえないことではない。これに対して、主君に異動があった際、特に主君が死亡してその息がその後を襲った場合、新しい主君に「授封更新」を求める家臣(本人)が「(ラント法上の、各人生得の)法を欠く」ことは、(もしそうであれば、当然それまでの間に所領を失っていたはずであるから)まず考えられないであろう。したがって、レーン法 23・1 の冒頭 = AV1・50 の本文の「なんびと」の中には、「封相続人」のみならず、(新しい主君に授封更新を求める)「家臣(本人)」が含まれる(前註・3 を参照、さらに、授封更新請求の場合について明示的に言及した(レーン法 22・1~3、および、この 23・1 のような)叙述が他に見当たらないから、そう考えるべきである)としても、その「例外」は(具体的なし実際には)「封相続人」についてしか当てはまらない、と考えられる。(以上のように考えると、さらに次のことが疑問になるであろう。すなわち、現にある所領を授封されていた家臣が犯罪のかどで有罪とされ *rechtelos* と宣告されると、彼の所領は「主君にとって *ledich* になる (=主君の手に戻る)」、とされているが——ラント法 1・38・2——、この場合、所領は法的には直ちに＝言わば「自動的に」主君に帰属するとしても、特に家臣がそのまま所領に居坐り(＝それを占有・支配し)つづけた場合、主君は所領の返還ないし引き渡しを求めるために家臣をレーン法廷に召喚し、(仮に家臣が出頭してなくても)それを彼から判決をもって剥奪する必要があったのではないかと。もし、この疑問が肯定的に答えられるとすれば、それは前出レーン法 19・2 のケースに当たる可能性があるので、ここで問題の所在だけを指摘しておきたい)。

**23・2** しかしながら、主君が(それらの者のうち)いずれかの者<sup>1)</sup>を家臣として受け入れるならば、彼(=主君)は彼(=家臣)に対して、彼(=家臣)が法(の定め)に従って(mit rechte)彼(=主君)の許へもちこみ、<sup>2)</sup>そして彼(=家臣)の忠誠宣誓(ないし、臣従礼)(manscap)をその(授封)のために捧げた所領<sup>3)</sup>を封与するのを拒絶することをえない。<sup>4)</sup>

1) 後註・4を参照。

2) この箇所、前出レーン法22・2に(1人称の形で)同じ文言が見られる。

3) この箇所は、前出レーン法22・3に同じ文言が見られる。

4) この条項は、前註2と3で指摘したように、前出レーン法22・2および3と同じ文言を用いていることから明らかなように、基本的には、すでに前出レーン法22・3で前提されていたことを念のために明示的に補足したもの、と解される。しかし、それが(「レーン法」において大幅に補足された)レーン法23・1の直後に補足されていることによって、主君がたとえば「ヘルシルトを欠く」相続人(特に「聖職者」や「女性」)を家臣として受け入れた場合にも、主君は家臣に対して所領の授封を拒むことができない、という含意をももつことになっている。「それらの者のうち」という「補訳」を施したのは、そのことを念頭に置いてのことである。なお、このレーン法23・2は、同時に、次の23・3が再びAVの叙述の流れに戻るための伏線にもなっている。

## 216

**23・3**<sup>1)</sup> a) 主君は彼の家臣に対して、人(=家臣)がそれ(=所領)について彼(=主君)に正当に(to rechte)<sup>2)</sup>希求する(ないし、した)所領を、いかなる時でも、また、<sup>b)</sup>教会(堂)の中および墓地の中だけを除き、<sup>b)</sup>いかなる場所においても、<sup>3)</sup>封与しなければならない。<sup>a)</sup>

**AV1・51**(前半)<sup>1)</sup> a) 主君は、家臣が上述の仕方<sup>2)</sup>レーン(の授封)を請う(ないし、請うた)場合、いかなる時でも、また、どこであっても、<sup>3)</sup>家臣に(それを)授封しなければならない。<sup>a)</sup>

1) 「レーン法」はここから再びAVにおける叙述の流れに戻る。前出レーン法23・

2、註・4をも参照されたい。

- 2) to rechteの語(ここではそれにAVの *secundum modum praedictum* が対応していることに注意されたい)については、前出レーン法2・3、註・2で述べたことを参照。
- 3) 「レーン法」のb-bの箇所は、(AVに対応する箇所がなく)、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、後出レーン法65・2によれば、主君は「教会(堂)の中および墓地の中」では「裁判集會」を開くことができない。したがって、このb-bの箇所を加えたことによって、「いかなる時でも、また、いかなる場所においても」と言っても、それは「裁判集會が開かれ(う)る時に、また、それが開かれ(う)る場所であれば、いつ・どこでも」という意味が明確になっていることが判るであろう。なお、授封が裁判の(少なくとも、それに準じた)手続を履んで行われることについては、前出レーン法10・3(=AV1・30)、註・2、および、レーン法22・3(=AV1・49)、註・5を参照されたい。

24・1<sup>a)</sup> しかしながら、主君が彼の家臣たちに(次のこと、すなわち)、かの者(=所領の授封を希求した家臣)は彼(=主君)に対して、彼(=主君)が彼(=その家臣)を法(の定め)に従い(mit rechte)<sup>1)</sup> 家臣として受け入れなければならないように、彼(=その家臣)の忠誠宣誓(ないし、臣従礼)(manscap)<sup>2)</sup> を捧げたか(について)、判決を問い、その時(ないし、それに対して)彼(=主君)の家臣たちが主君の責(ないし、落度)(scult)なしに彼(=その家臣)のために(有利な)判決を発見(ないし、提案)する(ordel vinden)<sup>3)</sup> ことを拒み、<sup>4)·a)</sup> <sup>b)</sup>そして(ないし、しかも)彼等が適法に(mit rechte)(=法(の定める手続)に従い、最終的には判決をもって)そのこと(=家臣への授封を拒むこと)を貫徹しうる<sup>b)·5)</sup> 場合は、主君はその家臣に対して責(ないし、責任)(scult)がなく、<sup>6)·a)</sup> <sup>c)</sup>また、家臣は彼が希求しているもの(=所領)を手に入れることはない。しかし、その後主君が、彼(=家臣)は彼(=主君)に対して(授封を求めるべき)年期を懈怠したとして、彼(=家臣)に(その)責を問うならば、彼(=家臣)はそれに対し彼の潔白(ないし、無実)の宣誓(unscult)をその(=たとえ拒まれたにせよ所領を希求した)分だけいっそう真実味(ないし、信憑性)をもって(deste warleker)行うことができる(ことになる)。<sup>e)·7)</sup>

AV1・51(後半) <sup>a)</sup>しかしながら、主君がこのこと(=家臣の求めた授封)に関して彼の家臣たちに判決を問い、そして(ないし、それに対して)、彼等(=家臣たち)が、主君の所為(domini causa)ではなくて、法(の定め)に従って

(*secundum ius*)、<sup>5)</sup> (授封を認める判決を) 発見する (*invenire*)<sup>3)</sup> のを拒む(ないし、拒んだ) 場合<sup>4)</sup> は、(所領を希求した) 家臣は主君を免責させたことになる (*excusatum habeat*) (=それ以上主君に所領の授封を求め、あるいは、主君の責を問うことはできない)。<sup>6) a)</sup>

- 1) mit rechte の語については、前出レーン法14・3、註・11を参照。
- 2) manscap の語については、前出レーン法22・1、註・4を参照。
- 3) ordel vinden = sententias invenire の語については、前出レーン法2・2 = AV 1・5、註・10を参照。
- 4) この場合、主君の家臣たち(ないし、レーン法廷)はなぜこの家臣が求める判決を拒む(ないし、拒んだ)のであろうか。この点については、ヒルシュは「彼等(=家臣たち)が授封に反対する正当(ないし、適法)な理由、特にレーン能力の欠如を申し立てる」ことにその理由を求めている(Hi., S. 126, Anm. 4)。前出レーン法23・1の冒頭の一文(=AV 1・50)とのつながりを考えれば、この見解は基本的には正しいと思われるが、併せてレーン法23・1における「補足」との関連をも考える必要がある。この点については、後註・7を参照されたい。
- 5) b-bの箇所は、「レーン法」において(AVの*secundum ius*の位置を移した上で)補足された(と目される)ものであるが、具体的には、ある家臣が(主君の問いに答えて)「否」という判決を提案し、家臣たち多数の賛同を得て、それがレーン法廷の判決になることを言い、この補足が「主君は責(ないし、責任)がない」ことをより明確に根拠づけようとして行われたことは明らかであろう。
- 6) この場合、「責(任)がない」というのは、対応するAVにおける「(主君を)免責させたことになる」という表現ではもう少しはっきりするように、主君はその家臣に対して(たとえば、別に所領を授封するなどして)「補償する」(たとえば、後出レーン法33・1を参照)に及ばない、という意味である(あるいは、そうした含意をもつ)と推定される。
- 7) c-cの箇所も、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、この箇所については、前註・4の箇所に関連して、次のような問題がある。すなわち、もし主君の家臣たちがたとえばこの家臣の「レーン能力の欠如」を理由にして「否」という判見を発見し、それがレーン法廷の(終局)判決として確定するのだとすれば、この家臣はその後再び所領の授封を求めることができず、したがって彼の「年期」が問題になる余地はないのではないかと、という疑問がそれである。この疑問に関連して想起しなければならないのは、前出レーン法23・1の「例外」には、家臣の *hierscilt* (=レーン能力) が(まだ)欠けていないケースが補足されている、という事実である(同条への註・5、7、11を参照)。さらにそのうち、家臣が主君から「犯罪」のかどで(ラント法廷で)訴えられている場合については、主君

が彼の(捧げる)忠誠宣誓(ないし、臣従礼)を拒みうるのは、「裁判期日までの間」、すなわちラント法廷における審理がすむまでの期間に限定されている。この場合、ラント法廷における審理は(主君のレーン法廷におけるそれとは異なり)家臣のもつ「年期」を斟酌する(この点、前出レーン法18を参照)ことはないから、家臣がそこで「無罪」とされた場合、すでに彼の(授封を求めるべき)「年期」が過ぎてしまっている、ということもありうる。このc-cの件は(少なくとも、主に)こうした場合のことも考えて補足されたものと推定される。(なお、前出レーン法22・5の「家臣は(所領の授封の)希求によってそれ(=年期)を延長(ないし、更新)する」という原則をも参照)。したがって、このレーン法24・1は、単にレーン法23・1の冒頭のもの(もともAVにも見られた)件だけにかかわるのではなくて、「レーン法」における補足も含めた)レーン法23・1全体にかかわる、と理解しなくてはならないであろう。

24・2<sup>a)</sup> 主君が家臣に対して、彼(=家臣)が法(の定め)に従って(mit rechte)<sup>1)</sup> 彼(=主君)の許へもちこんだ所領<sup>2)</sup>を封与する場合は、彼(=家臣)は彼(=主君)に対して、彼が知っているもの(=所領)は、直ちにそれをすべて(特定して具体的に)申し立てる(benumen)<sup>3)</sup>義務を負う。しかしながら、彼(=家臣)が(具体的に)知らないもの(=所領)は、彼(=家臣)はそれを彼(=主君)に対して14夜後に(具体的に特定して)申し立てるべきであり、<sup>b)</sup>そのために主君は、彼(=家臣)に(14夜後に)(裁判)期日を定めて(家臣を)彼(=主君)の家臣(たち)の前へ(=主君のレーン法廷へ)召喚(eme degedingen)<sup>4)</sup>すべきである。<sup>b)・5)</sup> 何であれ彼(=家臣)がそこで申し立てない(ないし、申し立てなかった)もの(=所領)については、彼(=家臣)はそれ以後(その授封を求め、あるいは、それを訴求する)権利(recht)<sup>6)</sup>をもたない。<sup>a)</sup>

AV1・52<sup>a)</sup> しかしながら、主君がその者(=家臣)の(捧げる)忠誠宣誓(ないし、臣従礼)(hominium)<sup>7)</sup>を受け取る(ないし、受け取った)場合は、(主君は)もし(彼が)望むなら、その者(=家臣)に、(家臣が)何(=どの所領)を彼(=主君)から受領する(ことになる)のかを問う。(これに対して)(家臣は)直ちにその(所領の)一部または全部を(具体的に特定して)申し立てる(denominare)<sup>3)</sup>べきである。しかし、(家臣が)知らないもの(=所領)は、もし(家臣が)望むなら、14夜の(猶予)期間を経て(それを)受領することができる。何であれその時(家臣が)申し立てない(ないし、申し立てなかった)もの(=

所領)があれば、(家臣は) それ以後それについてその主君に対していかなる権利 (nihil iuris)<sup>6)</sup> をもたない(ことになる)。<sup>a)</sup>

- 1) mit rechte の語については、前出レーン法14・3、註・11を参照。
- 2) 「主君の許へもちこんだ所領」という表現については、前出レーン法22・2、註・4、および、レーン法23・2、註・2 (の箇所) を参照。
- 3) benumen, denominare の語は、字義通りには、「名指す、名を挙げる」の意味であるが、この場合、その対象は所領であり、たとえば「何々村の何フーフエの耕地」といった申し立ての仕方が多かったろう、と推定されるところから、「(特定して具体的に) 申し立てる」と訳しておいた。
- 4) (eme) degedingen の語については、前出レーン法18、註・2 (および、レーン法23・1、註・10の箇所) を参照。ひきつぎ次註・5をも参照されたい。
- 5) b-b の件は「レーン法」において補足された(と目される)ものであるが、それによって、主君による所領の授封が裁判の(少なくとも、それに準じた) 手続を履んで行われること(前出レーン法10・3=AV1・30、註・2、および、レーン法22・3=AV1・48、註・5を参照) がいちだんと(あるいは、はるかに) 明確になっていることに注意されたい。
- 6) この場合 recht=ius の語が、(少なくとも、主に) 所領に対する実体的な権利ではなく、(重ねて) 所領の授封を求め、あるいは、それを訴求することを中心にする手続(法的なそれであることは、この条項における文脈(ないし、論旨) から明らかであろう)。
- 7) hominium の語については、前出レーン法22・1=AV1・45、註・4を参照。また、この箇所、AVの「(家臣の捧げる) 忠誠宣誓を受け取る」が、「レーン法」では「(家臣が主君の許へもちこんだ) 所領を封与する」と改められていることについては、前出レーン法22・2=AV1・47、註・1で述べたことを参照されたい。

24・3 <sup>a)</sup> また、彼 (=家臣) が彼 (=主君) に申し立てる (ないし、申し立てた) のと同じ (=当該) 所領について、もし主君が彼 (=家臣) にそれを (=家臣に) 授封されるべきレーンとして承認しないならば、それ (=その所領) を彼 (=家臣) は、彼 (=家臣) が(そう) できる場合には、直ちに証人(による立証) をもって(立証・) 取得(ないし、保持) すべきであり、<sup>1)</sup> また、彼 (=家臣) が(そう) できない場合には、彼 (=家臣) は14夜(の間) (猶予) 期間 (vríst) をもつべきである。彼 (=家臣) の証人(になるべき者) を彼 (=家臣) は、しかし、直ちに彼の主君の家臣(たち) の中から彼 (=家臣) の望むだけの(人) 数、(あらかじめ) 指名する

(ないし、しておく) (benumen)<sup>2)</sup> べきである。主君は、家臣が希求するこの者たちの中から7人を、(14夜後の裁判集會に) (証人として) 連れてくる (=出廷させる) べきであって、主君が望む者たちの中から (そうしては) ならない。<sup>a)・3)</sup>

AV 1・53 <sup>a)</sup>また、もし主君が、(家臣が) 申し立てる (ないし、申し立てた) もの (=所領) そのものを (家臣に授封すべきレーンとして) 承認しないならば、(家臣は) 直ちにそれ (=その所領) を、彼の家臣 (たち) と自分とも3人 (の証人) で (tertius suorum hominum)、立証 (・取得ないし保持) すべきである。<sup>1)</sup> もしその者 (=家臣) が直ちに証言 (ないし、証人) を (必要な数だけ) 十分にもたないならば、彼 (=家臣) に14夜の間 (猶予) 期間が与えられるべきである。その者 (=家臣) は、しかし、直ちに主君の家臣たちを、(彼が) 望む (人) 数、彼の (ための) 証言へと (=彼のために証言すべき証人として) 指名 (denominare)<sup>2)</sup> すべきであり、主君はそれらの (指名された) 者の中から、(つまり) 主君が望む者ではなくて家臣が請う (た) 者を7人、定められた (14夜後の裁判期) 日に (証人として) 連れてくる (=出廷させる) べきである。<sup>a)・3)</sup>

- 1) このことから、主君による所領の授封が少なくとも (いつでもレーン法廷として機能しうる) 家臣の集會で裁判 (少なくとも、それに準じた) 手続を履んで行われることがうかがえよう。(この点については、前出レーン法24・2=AV 1・52、註・5を参照)。また、AVの tertius suorum hominum の語については、前出レーン法5・2=AV 1・21、註・7を参照されたい。なお、この「自分とも3人の証人による立証」の手続がレーン法24・3では (省略され) 具体的に述べられていないが、そのことは後出レーン法24・7=AV 1・55・b、註・4の箇所改めて詳しく述べられているので、それとの重複を避けたものと思われる。
- 2) benumen = denominare の語については、前出レーン法24・2=AV 1・52、註・3を参照。
- 3) この条項については、後出レーン法24・7=AV 1・55・b、註・3を参照されたい。

24・4 <sup>a)</sup>これら7人の者のうちいずれかの者がそこに居合わせているならば、その者を主君は (定められた、14夜後の) 裁判期日に (証人として) 連れてくる (=出廷させる) に及ばない、彼 (=主君) が直ちに彼 (=その家臣) に証言を問う (ないし、求めた) 場合は。<sup>a)</sup> <sup>b)</sup>彼等、主君が (証人として) 連れてくる (=出廷

させるべき者(7人)のうち、<sup>1)</sup> いずれかの者が(14夜後の)裁判期日に(レーン法廷に)出頭しないならば、(所領の授封を求める)家臣はその者とともに主君に対(抗)して彼(=家臣)の証言(ないし、証人による立証)をなし遂げたことになる。<sup>b)·2)</sup> <sup>c)</sup>(しかしながら)、彼の家臣仲間(husgenot)に対しては(=家臣仲間を相手どって争う場合には)家臣はそのような形で証言(ないし、証人による立証)をなし遂げることをえない。<sup>c)·3)·4)</sup>

AV 1・54 <sup>a)</sup>それら7人の者のうち誰かがそこに居合わせているならば、主君は定められた(裁判期)日にその者たちを(証人として)連れてくる(=出廷させる)のではなく、直ちに(その者たちに証言を)問う(ないし、求める)ことができる。<sup>a)</sup> AV 1・55・a <sup>b)</sup>主君が(証人として)連れてくる(=出廷させる)べきこれらの者(=家臣)たち(7人)の中で、誰か <sup>d)</sup>(その場で)直ちに(その証言を)問われる(ないし、求められる)ことなく、<sup>d)·1)</sup> 定められた(裁判期)日に欠席した(=出廷しなかった)者があれば、(所領の授封を求める)家臣はその(欠席した)者とともに証言(ないし、立証)したことになる。<sup>b)·2)·3)·4)</sup>

- 1) この箇所、「レーン法」の方は、単に「彼等、主君が連れてくるべき者のうち」となっているのに対して、AV 1・55・aでは、その後d-dの箇所に、さらに「直ちに(証言を)問われることなく」の一句が加えられている。これは、おそらく、前出(AV 1・54に対応する)レーン法24・4の前段で、その場に居合わせた者に対して主君が直ちに証言を問う(ないし、求めた)場合、「その者を主君は裁判期日に連れてくるに及ばない」と明記されており、「主君が連れてくるべき者」の中には、当然、(その場に居合わせていても)「直ちに証言を問われることがなかった」家臣も含まれることから、「レーン法」では不要と考えられて削除されたもの、と推定することができる。
- 2) 具体的には、前出AV 1・53(=レーン法24・3、註・1の箇所)に明記されているように、家臣は「自分とも3人で」立証することが必要であるが、証人になるべく(あらかじめ)指名されていた7人のうち1人が出廷しなかった時は、家臣は「自分とも2人で」、また、2人(以上)が出席しなかった場合は、「彼自身の(単独の)証言(ないし、宣誓)をもって」(その所領が自分に授封されるべきことを)立証することができる、という趣旨と解される。
- 3) c-cの箇所は、「レーン法」で念のために補足された(と目される)ものである。なお、ある家臣が主君に対して所領の帰属を争う場合よりも、家臣仲間に対してそうする場合の方が、より重い(=きびしい)証明手続を要求されていることに注

意されたい。この点については、後出レーン法41をも参照。

4) これらの条項については、後出24・7=AV1・55・b、註・3をも参照。

24・5<sup>1)</sup> しかしながら、彼、すなわち証人になるべき者が、真にやむをえない事由 (echt not)<sup>2)</sup> に妨げられて出廷せず(ないし、できず)、そしてそれ(=真にやむをえない事由)が、法がそうあるように (also recht is) (=法の定め(る手続))に従って証明されるならば、そのこと(=証人の欠席)によって主君が敗ける(=敗訴する)ことはない。しかし主君が、(家臣に)名指されており(したがって)彼(=主君)が(レーン法廷に)連れてくる(=出廷させる)べき証人<sup>3)</sup>を、法がそうあるように(=法の定め(る手続))に従って召喚し、そして(ないし、それにもかかわらず)彼(=証人)が出廷しない(ないし、しなかった)場合は、主君は彼(=欠席した証人)を裁判にかけるため (to rechte)<sup>4)</sup> あらかじめ(期日を定めて)召喚 (degedingen)<sup>5)</sup> しなければならない、また最後には、彼(=証人)が彼(=主君)から受領している彼(=証人)の所領を彼(=欠席した証人)から判決をもって剥奪 (verdelen)<sup>6)</sup> すべきである。そうすれば(=そのように欠席した証人の責任を問うならば)、その家臣(=証人)が出廷しない場合(ないし、出廷しなくても)、主君は(それについて)責(ないし、責任)なしに、また、損害なしに (ane scaden)<sup>7)</sup> すむ、彼(=主君)はその家臣(=証人)をレーン法(上の裁判、ないし、レーン法廷の判決)をもって (mit lenrechte)<sup>8)</sup> それ以上は強制することができないのだから。[また、(所領の授封を求める)家臣は、この場合、別な家臣をもって(=別な家臣を証人に指名して)(欠席した証人の穴を)埋め合わせることができる。]<sup>9)</sup>

- 1) このレーン法24・5と次のレーン法24・6は、AVには対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。
- 2) echt notの語については、後出レーン法24・7=AV1・56、註・7と10を参照されたい。
- 3) この件(特に「したがって」という補訳と施した理由)については、前出レーン法24・3=AV1・53、および、レーン法24・4=AV1・55・a、註・1を参照されたい。
- 4) この場合の to rechte の語は、たとえばラント法2・14・1の budet he sek dar umme to rechte (直訳すれば、「彼がそれ(=その件)につき自らを法へと(=裁判へと)請うならば」——『邦訳』、154頁後から6行目はその趣旨に改めたい)と同じ用法であ

る、と考えられる(なお、ラント法2・14・1については、石川「裁判(権)」、12頁(註・56の箇所)を参照)。

- 5) (eme) *degedingen* の語については、前出レーン法24・2=AV1・52、註・4を参照。
- 6) *verdelen* の語については、前出レーン法8・1、註・1を参照。
- 7) この「責(任)なしに、また、損害なしにすむ」というのは、具体的に何を意味するのか。その点について真先に考えなければならないのは、直前のレーン法24・4との関連であろう。すなわち、同条によると、(証人になるため)主君が出廷させる義務を負う家臣が欠席した場合、(所領の授封を求める)家臣はその(欠席した)家臣とともに証言したことになり、主君と家臣の間の係争は、大きく後者の勝訴、前者の敗訴の方向に傾いてしまう。そのこととの関連で、このレーン法24・5では、主君が欠席した証人をレーン法廷に召喚してその責を問い、最後所領の剥奪というレーン法廷の科しうる最もきびしい制裁を加えようとする場合に限り、そうした主君にとってきびしい帰結を緩和し、主君が証人の欠席によって(直ちに)敗訴することがないように配慮したものと解するのが妥当であろう。この点については、後註・9をも参照されたい。(なお、*ane scaden* の語は、たとえばラント法1・62・4では、「贖罪金を支払わない」という意味で用いられているが、このレーン法24・5の場合は、(所領の授封を求める)家臣が主君を(証人になるべき家臣を出廷させる責を怠ったとして)訴えているわけではなく、彼は所領の授封を受けることによって所期の目的を達するはずであるから、*ane scaden* の語を「贖罪金を支払わない」という意味に解することには無理がある、と思われる)。
- 8) この箇所の *mit lenrechte* の語については、前出レーン法14・3、註・4を参照。因みに、この箇所では、これをヒルシュは *durch das lehngericht* (Hi., S. 128) と訳し、ショットもそれに追随している (Sch., S. 270)。
- 9) この文末の一文は、「ドイツ語第2版」で補足されたものであるが、それによって、前註・7の箇所の一文にもかかわらず、(所領の授封を求める)家臣は依然として証人になるべき家臣を7人もつことができ、主君が欠席した家臣に対してきびしい制裁を科しても、それは、(彼が証人を出廷させる責任を完全に果たしたことを示すだけであり)、(所領の授封を求める)家臣との係争における主君の立場を(その証人が出廷した場合に戻すだけであって、それより(も)有利にするものでない、ということを明確にしている。したがって、「ドイツ語第2版」の補筆者(前出「凡例」、3. iiを参照)が、前註・7の箇所を同註で述べた私見のように解したことは、ほぼ間違いなであろう。

24・6<sup>1)</sup> (所領の授封を求める)家臣が主君のある家臣を証人として指名する(ないし、した)場合、もし主君がその(指名された)者について、彼(=その

者) が彼 (=自分、主君) から所領を受領していることを認めず、<sup>2)</sup> そしてその旨 (=その者に所領を授封していない旨) 聖遺物にかけて宣誓する (geweren)<sup>3)</sup> ならば、主君はその者に証言を問う (ないし、求める) には及ばず、また (その者をレーン法廷に) 連れてくる (=出廷させる) にも (及ばない)。もしその証人になるべき家臣がそこに居合わせていて、主君が彼の正式な異議 (申立) (ane rechte wedersprake)<sup>4)</sup> (を受けること) なしにそのこと (=その家臣に所領を授封していないこと) を誓言するならば、彼 (=証人になるべき家臣) が (事実) 主君から受領した所領 (があっても、それ) は (すべて) 主君にとって自由に (ledich) になる (=主君の手に戻る)。<sup>5)</sup> また (逆に)、主君が (所領の授封を求める) 彼の家臣に関する証人を受忍 (liden)<sup>6)</sup> しようとし (ても)、そして (ないし、それに対して) (所領の授封を求める) 家臣は、かの (証人になるべき) 者が主君から証人になりうるように (=証人になりうるだけの所領を) 授封されている、<sup>7)</sup> ということ信じない場合は、その証人 (になるべき家臣) は、そのこと (=彼がその主君から証人になりうるだけの所領を受領していること) を聖遺物にかけて (の宣誓をもって) 立証 (・貫徹) し、さらに彼がそれをもとにして証人になろうとする所領を (特定して、具体的に) 申し立て (benumen) なければならない。<sup>8)</sup>

- 1) この条項も「レーン法」で補足された(と目される)ものである。前出レーン法24・5、註・1を参照。
- 2) 家臣が主君のレーン法廷で証人になりうるためには (その) 主君から (一定規模の) 所領を授封されていることが要件になる、ということについては、前出レーン法12・1 = AV 1・37、および、後註・7を参照されたい。(なお、ここで、主君が (その者には) 「所領を授封していない」と主張する者も「主君の家臣」であることに注意されたい。この点については、前出レーン法9・1、註・3で述べたことを参照)。
- 3) これと同じ用法の *geweren* の語は、「ラント法」でも、2・19・2、2・62・2、2・65・2、3・47・2、3・48・4、3・78・9、3・91・1などに見られ、われわれの『邦訳』では「聖遺物にかけて (の宣誓によって) 立証する」と訳しているが、これはエックハルトの *Glossar (durch Eid beweisen, Text, S. 329)* に従ったものである。しかし、たとえばラント法2・19・2の場合、「訴えられた行為について体僕 (には) 責がない」という領主の宣誓は、事実の「証明」と言わんよりは、体僕を請け出すための手段という色彩が強い (そこでは *geweren darn (= 敢えて geweren する)* ) と言われていること、また、アイケ以後、(請け出された) 体僕が *erenlos unde rechtlos* のままである旨、補足されていることに注意)。この点は、ザクセンシュ

ピーゲルの証明手続全体の性格、つまり、それが必ずしも事実の究明を目指しているのではなく、むしろ事案毎に（それにふさわしい）証明手続を定め、それが覆まれた場合には一定の法的帰結につなげる、という意味での言わゆる「形式主義」、にかかわるので、本稿では（それによって事実が証明されるという誤解を避けるため）単に「聖遺物にかけて宣誓する」と訳すことにした。

- 4) *rechte wedersprake* の語については、前出レーン法10・5＝AV1・32、註・5を参照。
- 5) *ledich* の語については、前出レーン法7・1、註・1を参照。
- 6) この件の原文は *Wel ok de herre tuch liden op sinen man* であるが、これをヒルシユは *Will ferner der herr einen zeugen gegen seinen mann stellen* と訳し (Hi., S. 128)、ショットもこれに追隨している (Sch., S. 270)。しかし、この訳は正しくない。(前置詞 *op* が必ず *gegen* を意味するとは限らず——たとえば後出レーン71・20の *ane oppe vorsten vanlen* を参照——、逆に *gegen* と言いたいのならむしろ *jegen* の語を選びそうなものだ、という点は問わないとしても)、この訳には二つの点で無理があるからである。①まず、このレーン法24・6は(直前の24・5とともに)、レーン法24・4(＝AV1・54、1・55・a)の後に「レーン法」で補足されたものであり、家臣が主君に対して——亡父が(あるいは、主君に異動があった際には、家人本人が)それまで占有・支配していた——所領の授封(更新)を求めるに当たり、授封を受けるべき所領を(特定して)申告する手続(前出レーン法24・2＝AV1・52)にかかわり、特に主君が家臣の申告した所領を(亡父または本人に授封されたことを)認めない場合、家臣が主君に対(抗)して立てるべき証人にかかわる。(この点については、前出レーン法24・3＝AV1・53が、これらの証人(になるべき家臣)は、「主君の望む者」ではなく「家臣の求める者」である、と明言していることを想起されたい)。このレーン法24・6は、この点に関して、まず前段で、主君が家臣によって指名された者を、自分から所領を受領していないと理由で、証人として認めない場合に主君のとるべき手続について述べた上で、先ほど引用した文に始まる後段で、逆に家臣が(基本的には)同じ理由から証人の資格に疑義をもった場合に家臣がとるべき手段について述べている。こうした論述の流れの中では、(主君は家臣が指名した7人の証人(になるべき者)に対して「(家臣のために)証人になるか否か」、さらに、証人になるとすれば、「(問題の)所領は家臣の亡父(または、家臣本人)に授封されたもの(と考える)か否か」という趣旨の「質問」をするだけであって)、家臣に「対抗して」自ら(あるいは、自分のために)「証人を立てる」余地はない。(具体的に言えば、この場合、家臣が指名した7人の証人のうち2人が彼とともに(彼のために)証言すれば家臣が勝訴し、そうでなければ主君が勝訴する、ということだけが定められているのであって、主君が家臣の証人による立証に対抗して自らも証人による立証に訴えることができる、ということは、どこにも書かれていないのである——この点は、前註・3でも触れたザクセンシュピーゲルにおける「証明手続」の基本的性格にもかかわるので、少し詳しく述べてお

いた)。②ヒルシュやショットの訳では、なぜこの件で *liden* (= *leiden, sich gefallen lassen* — Text, S. 234) の語が用いられているのか、説明がつかない。(ザクセンシュピーゲルにおける *liden* の語の用法については、石川「レーン法と国制」(2)、827頁以下、註・97の②を参照されたい)。この *liden* の語を無視しない限り、この件は次のように解すべきである、と思われる。このレーン法24・6は、①で上述したように、まず前段で(家人が指名した)証人(になるべき者)について、主君がその者に所領を授封していないと考える場合のことを述べる。この条項はひきつづき、(この場合はさらに、当の証人がそこに居合わせる場合と居合わせない場合の二つに分かれるはずだが、そのうち)当の証人が居合わせていて *rechte wedersprake* (正式の異議)を申し立てる場合(と申し立てない場合)について述べる。その異議申立によって、主君が彼に対する授封を「想起する」こともあるだろうし、はっきりと「想起できない」ままその異議申立についてそれ以上争おうとしない場合もあるだろう。この *liden* の語が特にこの後者の場合にこそふさわしいことは、改めて指摘するまでもあるまい。(なお、この場合、主君が「正式な異議(申立)」にもかかわらず態度を変えないと、前出レーン法5・2=AV1・24に従い、証人(になるべき家臣)は「自分とも3人」で主君による授封を立証することになる)。このレーン法24・6の後段は、それに対して、こんどは(所領の授封を求める)家臣が(おそらく以上のような主君と証人の応酬に触発されて)証人の資格について疑義をもった場合について述べたもの、と解される。これについてはさらに二つのことに注意する必要がある。④ここでは、(必ずしも)証人(になるべき家臣)が主君から授封されたか否か(だけ)でなく、彼が証人になりうるほど十分に(具体的には、半フーフエ以上の耕地、または、毎年5シリング以上の収益を生むレーン財を)授封されているかどうかの問題にされていること(後註・7の箇所)。⑤家臣がこの疑義を貫いてその家臣を証人から却ける手続については(前段の主君が疑義をもった場合とは異なり)特に言及されておらず、証人になるべき家臣の資格は彼の申告によって明らかになる、とされているにすぎないこと(後註・8の箇所。なお、このことは、もともとこの証人は家臣自身が望んだ者であることと関係する可能性がある)。以上である。

7) 前註・6、②、④を参照。

8) 前註・6、②、⑤を参照。なお、この件の *benumen* の語については、前出レーン法24・2=AV1・52、註・3を参照されたい。

24・7<sup>1)</sup> a) 定められた(14夜後の)裁判期日(ないし、裁判集会)において  
 は(to deme utgelegedeme dage)<sup>2)</sup>(所領の授封を求める)家臣は、人(=主君)がその証言を問う(ないし、求める)べき7人の者を選ばなくてはならない、<sup>c)</sup> しかも主君が(そこへ)連れてくる(=出廷させる)べき者すべての中から(誰でも)、また、彼(=家臣)自身を(も含めて)。<sup>c)・3)</sup> 家臣がそれらすべての者のうち2人

とともに(=自分とも3人で)(立証を)なし逃げる(ないし、なし逃げた)場合は、<sup>4)</sup> 彼(=家臣)が勝訴し、彼(=家臣)がそれをなさない(ないし、なしえなかった)場合は、彼(=家臣)は敗訴する。<sup>5)</sup> また、彼(=家臣自身)がレーン法廷に(to deme lenrechte)来ない(ないし、出頭しなかった)場合にも、彼(=家臣)は敗訴する。<sup>a)</sup> <sup>b)</sup>また、主君がレーン法廷に(to deme lenrechte)<sup>6)</sup>来ない(=出廷しない)場合には、家臣が(立証を)なし逃げたことになり証人(による立証)なしにその(=彼が授封を求めている)所領を取得(ないし、保持)する。しかしながら、彼等(=主君、家臣、証人)のうちいずれの者も、真にやむをえない事由(echt not)<sup>7)</sup>によって(出廷しなかった場合)、その責(任)を免れることができる。すなわち、捕虜(venknisse)、病気(suke)、および、ライヒ(へ)の勤務(des rikes denest)、<sup>8)</sup> および、<sup>ラント</sup>国の緊急事態(des landes not)、すなわち、それ(=国)にある別な<sup>ラント</sup>国(en ander lant)が攻撃を加え(an vechten)、そして彼(等のうち誰か)がそこへ(急を告げる)叫び声をもって(mit geruchte)召集される(ないし、された)場合<sup>9)</sup>(がそれである)。<sup>10)・b)</sup>

AV 1・55・b<sup>1)</sup> <sup>a)</sup>(定められた、14夜後の)裁判期日(ないし、裁判集会)に(おいて)は(ad diem legalem)、<sup>2)</sup> 家臣は、<sup>c)</sup>(証人になるべく)指名されたすべての者の中から、<sup>c)・3)</sup> それらの者とともに(証言することにより)所領を(立証・)取得しあるいは失うべき(証人として)7人の者を選ぶべきである。主君はこれらの者に(証言を)問う(ないし、求める)べきであって、それ以外の者にはではない(=それ以外の者に証言を問う(ないし、求め)てはならない)。もし家臣がこれらの者のうち2人とともに法(の定め)に従い(secundum ius)証言(=立証)をなし逃げる(ないし、なし逃げた)ならば、<sup>4)</sup> 家臣は勝訴したことになり、もし(彼が)そのことをなさない(ないし、なしえなかった)ならば、あるいは、(定められた)裁判集会(legale iudicium)<sup>6)</sup>に来ない(=出廷しない)ならば、彼は敗訴することになる。<sup>5)・a)</sup> AV 1・56 <sup>b)</sup>同じように、主君が(そこへ)来ない(=出廷しない)ならば、家臣が所領を(立証・)取得したことになる。しかしながら、いずれの者の欠席の責(ないし、責任)をも、(欠席した家臣または主君は)(次のことによって)免れることができる、(すなわち)病気、および、捕虜、および、判決をもってその者に命じられた国王(へ)の正当な勤務(regis iustum servitium)、<sup>8)</sup> および、(ドイツ人の地が)外部(ないし、異国)の民(externa gens)によって襲撃され、その防禦のために、(侵入者

を) 追跡している人々の叫び声 (clamor insequentium) によって召集された場合、(そうした) ドイツ (人) の地の緊急事態 (necessitas terrae teutonicae)<sup>a)</sup> によって。<sup>10)・b)</sup>

- 1) 「レーン法」の記述は、ここから再び (前出レーン法24・5と24・6によって中断されていた) AV 1・55 (・b) に沿った流れに戻る。
- 2) ここでは、「レーン法」の *to deme ut geledeme dage* の語が AV の *ad diem legalem* に対応している。Text I の Glossar はこの *legalis* の語を “Gerichts-” と解しており (Text I, S, 134)、この場合、それはそれなりに意味が通るが、そうした解釈では、直接に「レーン法」の「定められた」(*ut geledet*) に当たる語が見当たらない、ということになる。(前出AV 1・54 (=レーン法24・4) では *ad induciatum diem* と言われているのを参照)。この点については、後註・6で改めて述べる。
- 3) c-c の箇所、レーン法24・7の「主君が連れてくるべき者」とは具体的に誰のことを言うのであろうか。これを、「主君が連れてくるべき者」という表現に引かれて (前出レーン法24・3 = AV 1・53 やレーン法24・4 = AV 1・54の) 「7人」と速断してはならない。AV 1・55・bでは、同じことが「指名されたすべての者の中から」と明記されているからである。そこで、前出レーン法24・2 = AV 1・53 以降の「証人」の数の流れを整理してみると、次のようになる。家臣が申告した所領を主君が承認せず、しかも家臣がそれを直ちに証人により立証 (・取得) しえない場合、家臣には14夜の猶予 (期間) が与えられるが、その際、「証人」になるべき者は直ちに指名しなければならない。この時家臣は、この「証人」(になるべき者) を、何人でも彼の望むだけ、(つまり、7人以上、10人でも20人でも) 指名することができる。主君はそのうち「7人」を (自らの責任で) 定められた裁判期日に出席させなければならない (以上レーン法24・3)。なぜ「7人」なのか。この場合、主君がレーン法廷で証言を問う (ないし、求め) うる (あるいは、問わなければならない) のは7人の家臣であり、少なくとも7人の証人 (になるべき者) が必要 (であり、また、それで十分) だからである。このレーン法24・7 = AV 1・55・bによると、(定められた) 裁判期日 (当日) に、家臣は、主君が証言を問う (ないし、求める) べき「証人」を「7人」、自分が (あらかじめ) 指名し (ておい) た者の中から選ぶ。したがって、家臣が指名したもののうち、(主君が責任をもって出席させた7人しか出席していなければ、その中から選ぶことになるが)、主君が出席させた者以外にも彼が指名した者で出席している者があれば、家臣は (当然) それらの者 (および自分) をも含めて、その中から「証人」を選ぶことができる。つまり家臣は、所領の授封を求め主君に否認されたレーン法廷では「証人 (になるべき者)」を (7人以上) 指名し、14夜後に改めて開かれるレーン法廷でその中から「証人」を選ぶのである。また、以上のことを前提にすれば、前出レーン法24・3 = AV 1・53の

(主君が連れてくるべき)「7人」も、「(少なくとも)7人」の意に解されるし、前出レーン法24・4=AV1・54の論旨も、次のように理解されるであろう。すなわち、もしその場に家臣の指名した(証人になるべき)者が7人未満、たとえば2人居合わせたとすると、主君は直ちにこれら2人の者に証言を問う(ないし、求める)ことができる。仮に(その2人が家臣とともに証言すれば、家臣が勝訴するが)そのうちの1人だけが家臣とともに証言した場合、主君は次のレーン法廷に家臣の指名した証人(になるべき)者を5人出廷させればよいことになる。また、たとえば、このレーン法廷に(一般には)彼等のうち6人しか(ただし、上述したすでに2人の証人に証言を問うた場合は、4人しか)出廷していなければ、家臣は1人分については彼の立証をなし逃げたと見做される。(したがって、この——すでに2人の証言が求められて1人が家臣とともに証言し、さらに4(以下)人の「証人」しか出廷しない——場合、および、一般には、主君が出廷させるべき7人の「証人」のうち5人(以下)しか出廷していない場合には、家臣は単独の宣誓をもって所領を立証・取得できることになる)。

- 4) 前出レーン法24・3=AV1・53、註・1を参照。
- 5) 前出レーン法24・6、註・6、①で述べたことを参照されたい。
- 6) ここでは、AVの ad legale iudicium の語に「レーン法」の to deme lenrechte が対応している。Text I の Glossar は、この箇所の legalis の語も Gerichts- と解しているが(Text I, S. 134)、iudicium の語は単独でも「裁判集會」・「法廷」(Text I, S. 134 の Glossar によれば Gericht) の意味をもつから、legalis は冗語ということになりかねない。しかし、legalis の語は、言うまでもなく「法廷の」という意味をもち、(ザクセンシュピーゲルにおいては「法」とは何よりも「裁判」、特に「判決」を意味することを考えると)、具体的には「裁判で、特に判決をもって、定められた」という意味になる、と解する方が妥当であろう。AVのこの箇所(および、前註・2の箇所)に「定められた」という補訳を加えたのは、このような理解にもとづくものである。しかし、この箇所についてももっと重要なことは、AVの iudicium の語が「レーン法」では(gerichte ないしそれを含む語ではなく) lenrecht の語に移されていることである。gerichte (および、richtere, richten, ungerichte) の語を(世俗法に関する限り)ラント法にかかわる場合に限って使用するという——「ラント法」執筆後に成立した(と目される)「ドイツ語第1版」にはじめて認められる——用語法の一例、と考えられるからである。この点については、以下の関連語条項においても逐一検討するが、とりあえず石川「ヘールシルト制」(3)、447~449頁、および、註・204を参照されたい。
- 7) この echt not の語は、「レーン法」で補足された(と目される)前出レーン法24・5の場合にはもとより、この箇所でも AV に対応する語がなく、それに対して、この語はすでにラント法の諸条項(=1・38・2、1・70・2、[2・4・3]、2・7、2・11・1、2・71・3など)で用いられていること(すなわち、この概念が「ラント

法]における省察によって確立された可能性が大きいこと)が注目される。ただし、このレーン法24・7とラント法2・7における *echt not* 概念は(まったく)同じというわけではないが、両者の相違については後註・10で述べる。

- 8) *des rikes denest* の語については、前出レーン法4・1=AV1・9、註・1を参照。
- 9) この *des landes not* (= *necessitas terrae teutonica*) の場合の追跡は、(学者の)言わゆる *Landfolge* のことであるが、その場合、人々が「叫び声をもって」——つまり、*Gerichtsfolge* (=現犯犯人の追跡)と同じ手続で——「召集」されることに注意されたい。なお、レーン法24・7の *lant* の語が——AV1・56の *terra teutonica* に対応していることから——「(ドイツ王)国」を指すことは明らかであると思われるが、この場合にも、人々が「叫び声をもって召集される」地域が「国」全体に及ぶことはありえず、(せいぜい)現行犯の場合に「叫び声」に応じて馳せ参じなければならない「裁判管区」に限られる、ということが示唆されているからである(石川「レーン法と国制」(1)、註13を参照)。ひきつづき次註・10をも参照されたい。
- 10) ラント法2・7(ただし、その『邦訳』、および、以下については、——前註・9でも挙げた——石川「レーン法を国制」(1)、註・13を参照)には、これと同じ *de echte not* を、①捕虜、②病氣、③国外における神への勤仕(*Godes denest buten lande*)、④ライヒ(へ)の勤務、と「定義」している。これを、このレーン法24・7=AV1・56における「定義」と比較し、かつ——前出「はじめに」、4)と5)で略述した——ザクセンシュビーゲル(テキスト)成立史に関する見解を前提にして、時間的系列に従ってその動きを辿ってみると、次のようになる。まずAVでは、実質的には(つまり、*echt not* に当たる術語なしに)、①、②、④と並んで、⑤「ドイツ(人)の地の緊急事態」がそれに数えられていた。次に「ラント法」では、*echt not* の概念が登場し、ひきつづき①、②、④の三つはそれに数えられているが、⑤の「ドイツ(人)の地の緊急事態」は削除され、その代りに③の「国外における神の勤仕」が付け加えられる。ところが「レーン法」では、*echt not* の概念(おそらく「ラント法」から)継承されてはいるが、その内容は再びAVの①、②、④、⑤に戻っている。そこで二つのことが問題になる。⑥なぜ、AVおよび「レーン法」では⑤(つまり、*Landfolge* ——前註・9を参照)が挙げられているのに、「ラント法」ではそれが削除されたのか。この問いは比較的容易に答えることができる。ラント法廷は「裁判管区」単位で(領域的に)構成されている(し、*Landfolge* の指揮をとるのは *Graf* である)から、当該地域に外敵が侵入し人々がそこへ「叫び声」をもって召集された場合、それと並行して(その地の)ラント法廷が(通常の形で)開かれることは考えられず、したがって、⑤をラント法廷欠席の免責事由に数える必要もない。これに対して、レーン法は主君・家臣間の人的関係によって構成されているから、外敵の侵入によってすべての家臣がそれに「召集」されるとは限らず、それが開かれているのに一部(外敵の侵入した地域)の家臣だけが出廷で

きない、ということがありえないわけではなく、(同書に見られるラント法優位の原則から言っても)レーン法廷欠席の免責事由として⑤を加えておくことも必要になる、と考えられる。⑥なぜ③の「国外における神への勤仕」は「ラント法」においてだけ言及され、AVや「レーン法」では問題にならないのか。(この「国外における神への勤仕」とは、具体的には、『邦訳』(74頁)、ラント法1・28、註・2に述べたように、「十字軍、巡礼行など」と考えられている——H. Chr. HIRSCH, Eike von Regow, *Der Sachsenspiegel (Landrecht)*, 1936, S. 134, Anm. 2に従ったものである——が、それについては後述する)。後出(AVに対応条項のない)レーン法58・2は、前出(同じくAVに対応条項のない)レーン法7・1と同じく vluchtsale (=脱法的ないし偽瞞的授封)を扱っているが(前出レーン法7・1、註・6を参照)、そこではこの vluchtsale の動機の一つとして、病床に臥している家臣が所領を誰かに封与して(自分が死亡した時にそれが主君の手に戻ることを妨げ)、病が癒えた場合にその所領を再び取り戻そうとする」とことと並んで、「彼が国を離れようとする時に」、「彼が(国に)戻ってきた場合に」同じようにしようとする<sup>レ</sup>こと、を挙げている。これによると、家臣が「国を離れる」場合には——彼が(封相続人なしに)死亡した場合と同じく——所領は主君にとって ledich になる(=主君の手に戻る)か、それとも、(家臣が息=封相続人をもつ場合には)主君に所領を(一旦)返還し(自分の息に授封してもらわなければならない)可能性が大きい、と考えられる。もしこの理解が正しければ、「国外における神への勤仕」に出かけた者は、(自分の所領であるアイゲンを失うことはなく、またラント法廷への参廷義務を負除されるだけであるのに対して)、そもそもレーン法廷への参廷義務そのものがなくなる。AVや「レーン法」(の echt not)に③が姿を見せないのはこのためではないのか。(ただし、「十字軍」への参加はレーン法上の(軍役)義務として行われたであろうから、それによって家臣がその所領やレーン法上の権利を失うとは考えにくいだけでなく、それが「ライヒ(へ)の勤務」として行われた可能性も決して小さくはないと考えられるので、「十字軍」への参加を③の「国外における神への勤仕」には含めて考えることには疑問があり、③はむしろ「巡礼」など(言わば)純粋な「神への勤仕」に限るべきである、と考えなければならないことになる)。

24・8<sup>1)</sup> いずれかの者(=家臣)が、真にやむをえない事由(echt not)<sup>2)</sup>に妨げられ、彼がレーン法廷に(to deme lenrechte)<sup>3)</sup>に赴く(=出廷する)ことをえない場合、その者はそこ(=レーン法廷)へ彼の使者を送らなくてはならず、その者(=使者)が彼(=家臣)の(出廷を妨げる)やむをえない事由(not)<sup>2)</sup>を聖遺物にかけて(の宣誓をもって)証明(bescenegen)すべきである。<sup>4)</sup>もし主君が(次のこと、すなわち)その者がかの家臣の真の使者であり、そして彼(=かの家臣)によってそこへ送られたことを信じない場合、

使者はそのことを聖遺物にかけて宣誓 (geweren)<sup>5)</sup> しなければならない。(そのことを宣誓した場合) 使者が体僕(ないし、不自由人)であれ自由人であれ (egen oder vri)<sup>6)</sup>、人(=主君ないしレーン法廷)は彼を却けることをえない(=使者と認めなければならない)<sup>7)</sup>。しかしながら、彼(=主君)が直ちに使者の宣誓 (recht)<sup>8)</sup> を受け取るか、それとも、(次の) 裁判期日(ないし、裁判集会)において (to dage)、<sup>8)</sup> 真にやむをえない事由 (echt not) に妨げられて(そこへ) 来る(=出廷する) ことをえない(ないし、えなかった) 家臣(自身)のく宣誓 (recht) ><sup>8)</sup> (を受け取る) かは、主君の選択 (des herren kor) に委ねられる。

- 1) ここから後出レーン法25・1=AV1・57までの間に、(AVに対応条項のない) このレーン法24・8と次のレーン法24・9が「補足」されている。
- 2) echt notの語については、前出レーン法24・7=AV1・56、註・10を参照。
- 3) to deme lenrechteの語については、前出レーン法24・7=AV1・56、註・6を参照。
- 4) ラント法2・7(前出レーン法24・7=AV1・56、註・10を参照)にも、「それ(=de echte not)が、法がそうあるように(=法の定める手続に従って)、誰であれ彼の使者によって証明(bescenegen)されるならば」、という記述がある。この点については、後註・9をも参照されたい。
- 5) gewerenの語については、前出レーン法24・6、および、次註・7を参照。
- 6) (身分にかかわる) vriの語が「レーン法」に姿を見せるのは、(AVに対応条項のない) レーン法24・8のこの箇所だけである。また、(形容詞の) egenの語は、一般には「体僕」(=「不自由人」)を意味するが、それも「レーン法」ではここにだけ姿を見せる(石川「レーン法と国制」(1)、註・13を参照)。いずれも、この条項が、「ラント法」執筆後、そこでの省察にもとづいて「補足」されたことを示唆している。(この点については、前出「はじめに」、註・14、および、レーン法1=AV1・1~3、註・4を参照)。ひきつづき次註・7をも参照されたい。
- 7) この「使者がegenであれvriであれ、人は彼を却けることえない」というのは、言うまでもなく、「たとえ使者がegenであっても、それを理由にして(彼を却けることをえない)」という点に力点がある。なお、使者がegenであっても、(彼を使者として送った主君に代り)「聖遺物にかけて宣誓する」(前註・4の箇所)のだから、彼はおそらく「家人」であったものと推定される。(なお、ラント法2・42・3には、「家人」(denstman)が諸侯の使者として姿を見せる)。これらの点についても、石川「レーン法と国制」(1)、註・13を参照されたい。
- 8) この場合の(つまり、「宣誓」を意味する) rechtの語については、前出レーン法15・

3、註・6を参照。なお、このレーン法24・8においても、この意味での recht の語が(レーン法15・3の場合と同じく)「レーン法」で補足された(と目される)条項で用いられていることに注意されたい。また、この場合に「宣誓」されることは、言うまでもなく、(使者であるかどうかにかかわるのではなく)、彼の主君がレーン法廷を欠席した事由にかかわる(この点については、前註・6を参照)。

- 9) この箇所の dach の語については、次のレーン法24・9、註・2を参照。なお、ラント法2・7(前註・1を参照)は、(ラント法に関して)同じことを、(家臣の echt not が使者によって証明された場合)「彼(=家臣)は……彼がその echt not から解放される (ledich wert) (ないし、解放されて以後) 次の(ないし、最近の) 裁判集会 (dat naeste ding) まで、猶予(期間) (dach) を得る」、と言っている。これとくらべると、この箇所の記述は、(特にほんらい dach の後に「次の」を補わなければならないことに見られるように) いささか舌足らずの感を免れない。しかしそれは、一つには次のレーン法24・9で同じことが詳しく記述されていることにもよるが、もう一つ、ding の語を (gerichte と同じくラント法上の「裁判集会」)に限定して用いるために) 避けようとしたこと(石川「裁判(権)」、10頁、および、註・45を参照)にもよる、と思われる。(後の点の推定が正しければ、それはこの箇所がラント法2・7を念頭に置いて記述された可能性をも示唆していることに注意されたい)。

24・9<sup>1)</sup> 家臣が虜囚(=捕虜になっていること) (venknisse) に妨げられて、(定められた) 裁判期日(ないし、裁判集会)に (to dage)<sup>2)</sup> 赴く(=出廷すること)をえず、また使者を送ることもできない場合は、彼(=家臣)のために彼(=家臣)が(その) 虜囚から解放される(ないし、された) (ledich werden)<sup>3)</sup> 時から最も近い裁判期日 (de naeste dach)<sup>2)</sup> が判決をもって定められる<sup>4)</sup> が、彼はそれ(=その裁判集会)<sup>2)</sup> を訪れ (suken)<sup>5)</sup> なければならない。彼(=家臣)は、(ほんらい) 彼(=家臣)が真にやむを得ない事由 (echt not)<sup>6)</sup> によって(出廷することを) 妨げられたもの(=裁判集会)<sup>2)</sup> をそうすべきであった<sup>7)</sup> ように。

- 1) この条項も、AVには対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。(前出レーン法24・8、註・1を参照)。
- 2) この条項における dach の語(および、その代名詞)の用法から、この語は「裁判期日」および(その時開かれる)「裁判集会」(=レーン法廷)の双方を意味しうることが判るであろう。
- 3) この場合の ledich の語については、前出レーン法7・8、註・4を参照。
- 4) この箇所における詳細な記述は、言うまでもなく、虜囚が(次の裁判集会をこえて) 長くつづく可能性があることを考慮してのことであるが、試みにそれを直前の

レーン法24・8における、(それへの註・9で指摘したような)簡略な(あるいは、舌足らずな)記述と比較されたい。

- 5) *suken* (= *aufsuchen*) の語は、「ラント法」の冒頭、ラント法1・2・1～4において、自由人の教会裁判所および世俗の(=ラント法上の)裁判所への参廷義務を現すために用いられている。とりあえず、「テキスト」の *Glossar (der Wortformen)*, S. 200 にもとづいて調べてみると、この意味での *suken* の語は、「レーン法」では、この24・9のほか、65・9、73・2、79・1の諸条項で用いられているが、このうちレーン法65・9を除く諸条項は、(このレーン法24・9をも含めて)「レーン法」で「補足」された(と目される)ものであり、レーン法73・2ではこの語はラント法上の参廷義務を指していることが判る。さらに(AV2・11に対応する)レーン法65・9においても——後にそこで詳述するように——、AVには *suken* に対応する語がなく、この語は「レーン法」で「改訂」された箇所姿を見せる。(この点については関連諸条項においてさらに検討を重ねるが、(この意味での) *suken* の語を用いていること自体、「ラント法」における用語法を踏襲した可能性が大きい、と考えられる。
- 6) *echt not* の語については、前出レーン法24・7 = AV 1・55・b、および、同条への註・10を参照。
- 7) この箇所、テキストでは *den (naesten dach) scal he suken, also he jenen (dach) scolde* の後に、*< hebben gedan >* というアイケ以後の補足が加えられているが、邦訳では(結局同じ訳になって)それを示すことができないので、念のために本註で指摘しておく。